

(平成21年8月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	92 件
国民年金関係	53 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、勤務先の会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、それ以降はずっと国民年金保険料を納付していた。申立期間の前後も保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料の口座振替制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年3月まで

私の妻は、当時2歳の長女を連れて、区役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。未納とされている期間は、いつでも国民年金保険料を納付することができるものと思っていたので、現金を用意し、窓口で相談したところ、特例納付が実施されている旨を教えられ、20歳以降の未納とされていた期間について、夫婦二人分の保険料を一括して納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年10月ごろは、第2回特例納付が実施されていた時期である上、申立人の妻が一括して納付したと述べる夫婦二人分の国民年金保険料額は、申立人夫婦の申立期間の保険料を過年度納付及び第2回特例納付により納付した場合に必要な保険料額とほぼ一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の2年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、申立人の妻は、国民年金保険料を一括して納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人は、申立期間の保険料を特例納付により納付することができる国民年金の強制被保険者であるとともに、

特例納付したとする期間以後の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から同年 9 月までの期間、43 年 1 月から同年 2 月までの期間及び 46 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、当時 2 歳の長女を連れて、区役所に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。未納とされている期間は、いつでも国民年金保険料を納付することができるものと思っていたので、現金を用意し、窓口で相談したところ、特例納付が実施されていることや、厚生年金保険に加入していた期間も保険料を納付できると言われたので、20 歳以降の未納とされていた期間について、夫婦二人分の保険料を一括して納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 10 月ごろは、第 2 回特例納付が実施されていた期間である上、申立人が一括して納付したと述べる夫婦二人分の国民年金保険料額は、申立人夫婦の申立期間の保険料を過年度納付及び第 2 回特例納付により納付した場合に必要な保険料額とほぼ一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の 2 年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を一括して納付した際の状況につい

て、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立期間には、厚生年金保険被保険者期間及び国民年金の未加入期間も含まれるが、申立人が所持する国民年金手帳によると、平成 19 年 2 月に申立人の被保険者記録の統合が行われるまで、申立期間について、申立人は、特例納付により納付することができる強制被保険者であったことが確認できるとともに、特例納付したとする期間以後の保険料をすべて納付している。

2 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

3 しかしながら、申立期間のうち、昭和 42 年 2 月、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 43 年 3 月から 46 年 3 月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者期間となり得る期間ではないことから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

神奈川県国民年金 事案 2389

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和52年12月に会社を退職後国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は区役所の窓口で納めた。

納めるべきものはすぐに支払っており、国民年金保険料を未納にしたことはないので申立期間の保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料については現年度で納付済みであることから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、結婚に伴う改姓及び住所変更の手続も適切に行うとともに、平成元年度以降は保険料を前納で納付し、厚生年金保険から第1号被保険者への切替手続も適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2390

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、結婚後に親戚の集まりで実家に戻った時に国民年金のことが話題になったことを契機に国民年金に加入した。加入手続後は、国民年金保険料を一度も滞ることなく納付しており、申立期間当時は夫が仕事の合間に会社近くの銀行で納付していたはずである。当時の領収証を所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の領収証を所持しており、その領収証には一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められる。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料について、申立人の夫が会社近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の夫が納付していたとする金融機関は申立期間当時も実在しており、保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、具体的な時期は分からないが、父親が行った。国民年金保険料については、父親が未納期間がないように納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から昭和 47 年 10 月ごろと推認されるとともに、申立人の記録では、申立期間直前の 44 年 8 月から 46 年 3 月までの期間の保険料について、特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できることから、未納期間がないように保険料を納付していたとする申立人の父親がその時点で納付可能であった申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度発足時から 60 歳までの期間の保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2392

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は昭和50年8月に会社を退職したことを契機に国民年金に再度加入した。加入手続後は私が集金人に国民年金保険料を納付していた。未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時、妻から保険料を納付していると聞いていた上、妻が付けていた家計簿の保険料の項目の中に国民年金と記載されていたことを憶えている。」旨証言している。

加えて、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、国民年金に任意加入しているとともに、付加保険料を含めた国民年金保険料を前納している期間もみられることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで

私は、私の夫が昭和58年5月に会社を退職したのを契機として、夫婦二人で一緒に国民年金に加入し、併せて申請免除の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、昭和59年度以降に市役所で交付された納付書を使用して夫婦二人分を一緒に金融機関で追納を行ったはずである。申立期間の保険料が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、市役所から交付された納付書を使用して金融機関で国民年金保険料を追納したと主張しているところ、その保険料の追納方法は申立期間当時の実際の追納方法と合致していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に追納したとしているところ、申立人の夫の保険料が追納済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間（申請免除期間を除く。）の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの期間、59年2月から同年3月までの期間及び60年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで
③ 昭和59年2月から同年3月まで
④ 昭和60年2月から同年3月まで

私の父親又は母親は、昭和42年7月又は同年8月ごろ、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、集金人に家族の分と一緒に、国民年金保険料を納付していたと思う。結婚する際に、母親から国民年金手帳を受け取り、その手帳に領収印が押されていたことが記憶にある。

また、申立期間②から④までは、私自身が国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①が未加入とされている上、申立期間②から④までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から④までの各期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②から④までの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は3か月、申立期間③及び④は2か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間②から④を除き国民年金保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 7 月又は同年 8 月ごろ、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、申立期間①当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間①中の昭和 43 年 11 月に上京し、それ以降、申立人の母親とは別居していたことが確認できることを踏まえると、申立期間①のうち、申立人が転居した後の期間について、その母親が集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の資格取得時期は昭和 48 年 8 月となっていることから、申立期間①は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの期間、59 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月まで

私の妻は、昭和 50 年 7 月ごろ、私が勤務先の会社を退職したので、区役所の窓口年金手帳を持参し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、妻は、団地内の郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月ごろ、申立人の妻が、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人の妻は、国民年金への切替手続を行った際の状況について、鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の妻が郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的に記憶している上、申立期間当時、申立人が居住していた区では郵便局で保険料を徴収していたことが確認できるとともに、その妻が保険料を納付していたとする郵便局も実在していたことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、父親に勧められて昭和 47 年 7 月に国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、申立期間のうち、55 年 4 月から転居が決まった同年 7 月までの分は、私が金融機関で 2 か月毎に納付書を使用して納付し、転居後の期間である同年 8 月から 56 年 3 月までの分については、残りの納付書を使用して、転居する前に金融機関でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、転居前の期間については金融機関で納付書を使用して 2 か月毎に納付し、転居後の期間については転居する際に残りの現年度分の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が当時居住していた地域では、金融機関において納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、現年度の保険料を 2 か月毎に納付することや、年度中の残りの期間分をまとめて納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、転居する際に子供が通学していた小学校の学校貯金を解約し、引越の費用や、まとめて納付した国民年金保険料として使用したことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 52 年 3 月まで

私の妻が、結婚後、市役所に自分の年金相談に行った際に、窓口の職員から、夫婦共国民年金に加入しておらず、このままでは無年金者になると言われたことをきっかけに、夫婦二人共国民年金の加入手続を行った。その際に、「まとめて納付した方が先々楽だし、得ですよ。」と勧められたので、さかのぼってまとめて納付することとし、その場で計算してもらい、紙を渡されたことを憶えている。国民年金保険料については、妻が結婚前に貯めたお金をあててまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間について、申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、38 年 2 月から 50 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の 2 年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立人の妻がまとめて納付したとする期間は、50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間であったと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻が納付したとする金額は、夫婦二人分の昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料をまとめて納付した場合の金額とおおむね一致して

いる上、その妻は、「夫婦二人分の保険料について、国民年金加入手続後にまとめて納付した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月から 50 年 3 月までの期間について、前記で述べたとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点では当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私の父親は、昭和50年の初めごろに私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の父親が加入手続を行った直後に、私が20歳になった時までさかのぼってまとめて未納がないように納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行った直後に、申立人が20歳になった時までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「義父が夫の国民年金の加入手続を行った直後に、20歳までさかのぼって納付できるように集金人を通じて納付書を作成してもらっていたことを憶えており、その後、義父から保険料をまとめて納付したと聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 45 年 4 月ごろ、区役所から国民年金の加入勧奨通知が届いたため、私が区役所の窓口で加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が夫婦二人分を区役所で納付書により納付してきた。保険料の月額は記憶にないが、2 か月分又は 3 か月分ずつ納付してきた。

私は職業が自営のため、毎年確定申告で国民年金保険料の控除を申告してきたが、申立期間当時の申告の控除は破棄して所持していない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回かつ 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みとしており、その納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市においては、昭和 44 年ごろから国民年金の加入及び保険料納付の勧奨を実施していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化

は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 4 月から同年 10 月までの期間、59 年 8 月から同年 9 月までの期間及び平成 2 年 8 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 59 年 8 月から同年 9 月まで
④ 平成 2 年 8 月から 3 年 3 月まで

私は結婚以来、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫と一緒に経営する店に集金人が来た時は、その場でレジスターの中から金を出して納付した。集金人制度が廃止された以降には、店に売上金を集めて来ていた信用金庫の職員を通じて保険料を納付した。夫婦二人分の保険料を継続して納付していたのに保険料が未納とされている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、市の集金人に対して、また、申立期間②、③及び④の保険料については、毎日、店に集金に来ていた信用金庫の職員に対して、いずれも夫婦二人分の保険料を預けていたとしているところ、申立人が居住していた市においては、昭和 55 年度まで集金人制度が存在していたこと、及び集金人制度が廃止された以降については、当該信用金庫において、顧客の国民年金保険料を預かるサービスを行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は、いずれも短期間である上、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中

の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2401

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月ごろに、母親の勧めで国民年金に加入し、60 歳になるまで、少し納付が遅れたことはあったが、国民年金保険料は未納がないようにきちんと納付してきた。申立期間①及び②の保険料は、私が市役所の支所で納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①及び②は、いずれも 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入して以降 60 歳に到達するまで、申立期間①及び②を除き未納は無く、国民年金の種別変更手続も適正に行っていることから、国民年金保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2402

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和45年ごろに、私の母親の勧めにより区役所で国民年金の加入手続を行った。結婚後に私の妻が国民年金に加入してからは、妻が、区役所の担当窓口か金融機関で納付書に現金を添えて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を一緒に納付した妻の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回で、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後については国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

私は、昭和48年3月ごろに実家の両親から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、同市役所で申立期間の保険料を納付した。国民年金に任意加入後、はじめから保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳によると、同年3月に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認できることから、本来、加入しない限り保険料納付の義務が無い任意加入者が、加入手続を行いながら、加入した当初の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2404

第1 委員会の結論

申立人は、平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月

私は、国民年金には当然加入すべきものとして、自ら加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫婦どちらか一方が、二人分を集金人に納付したと思うが、何か月毎に納付したかについては憶えていない。年金額の記載がある申立期間が含まれる確定申告書の控えを所持しており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、申立期間の前後は納付済みである。また、申立人は、申立期間を含む平成7年分の確定申告書控えを所持し、同申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の記載があり、計上された金額は平成7年1月から同年12月までの保険料額と一致する。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成7年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2405

第1 委員会の結論

申立人は、平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月

私は、国民年金には当然加入すべきものとして、自ら加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫婦どちらか一方が、二人分を集金人に納付したと思うが、何か月毎に納付したかについては憶えていない。年金額の記載がある申立期間が含まれる確定申告書の控えを所持しており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、申立期間の前後は納付済みである。また、申立人は、申立期間を含む平成7年分の確定申告書控えを所持し、同申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の記載があり、計上された金額は平成7年1月から同年12月までの保険料額と一致する。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成7年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

昭和45年12月に会社を辞めた私は、すぐに区役所へ行き国民年金への切替手続を自分自身で行った。当時、私の妻は既に国民年金に加入しており、私も加入した後は、私が妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。

ねんきん特別便では、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていたが、そのうち46年4月から47年3月までの分については、領収証が残っていたことから、納付済期間に訂正された。一緒に納付した妻の保険料は納付済みになっているのに、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適切に行っている上、結婚以前から国民年金に加入していたその妻の種別変更を申立人自身が行うなど、国民年金に関する意識や保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

また、申立期間は1回かつ、3か月と短期間であることに加え、その直後の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料が行政側の記録管理の不備により未納とされていたことを考え合わせると、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
国民年金制度発足当時、父親が私の国民年金加入の手続を行ってくれた。
申立期間の国民年金保険料も父親が納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間以外に未納はない。

また、申立人は、申立人の国民年金加入手続は申立人の父親が行い、国民年金保険料も父親が納付したとしているところ、申立人の国民年金資格の取得年月日が昭和 35 年 10 月 1 日であることから、申立人の国民年金加入の手続は国民年金保険料の収納が開始される 36 年 4 月以前であることが推認され、申立人の父親が加入手続を行いながら、その直後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から同年11月までの期間及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から同年11月まで
② 平成7年1月から同年3月まで

私は、平成5年9月及び7年1月に会社を退職した直後、それぞれ妻を伴い区役所に出向いて、私の国民年金への切替手続及び妻の第1号被保険者への種別変更の届出を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②について、一緒に納付した妻の保険料が納付済みとなっているのに、私のみ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計6か月と短期間である。

また、申立人は、自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続と妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみが未加入とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っている上、国民年金保険料を申立期間を除きすべて納付していることから、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 54 年 12 月まで
② 昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 49 年に結婚したことを機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は 10 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間②以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和 56 年度の国民年金保険料について、57 年度に過年度納付していることが確認できるが、その時点では申立期間②の保険料は過年度により納付することが可能であったとともに、申立期間②の保険料は、納付済みとされている申立期間②後の保険料額よりも安価であったことから、申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 49 年に結婚したことを機に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、当時の国民年金手帳に係る記憶が不明確である上、申立期間①当時の保険料の納付時期や納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 7 月に払い出されていることが確認でき、申立人は 55 年 1 月に任意加入していることから、その時点では申立期間①は未加入期間で、国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和49年8月に結婚し、夫婦二人で市役所に転居届を提出した際に、私の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、私と妻の未納期間の国民年金保険料をすべて納付しなければならないと言われたので、2、3日後にお金を準備して、夫婦二人で未納期間の保険料をまとめて納付した。その後の国民年金保険料については、妻が納付書により夫婦二人分を一緒に市役所で納付しており、転居後も同様に妻が町役場で夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和49年に国民年金の加入手続を行い、同年のうちに申立人とその妻の夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は45年4月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする保険料額は、夫婦二人分の申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の妻は、「夫（申立人）の国民年金の加入手続をした際に、未納期間の保険料をすべて納付するように言われたので、お金を準備して一緒に市役所に

行き、保険料を納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料について、申立期間②を除き、すべて納付している。

- 2 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその妻の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から45年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和49年8月に結婚し、夫婦二人で市役所に転居届を提出した際に、夫の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、私と夫の未納期間の国民年金保険料をすべて納付しなければならないと言われたので、2、3日後にお金を準備して、夫婦二人で未納期間の保険料をまとめて納付した。その後の国民年金保険料については、私が納付書により夫婦二人分を市役所で一緒に納付しており、転居後も同様に私が町役場で夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和49年に申立人の夫の国民年金の加入手続を行い、同年のうちに申立人とその夫の夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は同年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は43年3月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする保険料額は、夫婦二人分の申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「私の国民年金の加入手続をした際に、未納期間の保険料をすべて納付するように言われたので、お金を準備して一緒に市役所に行き、保険

料を納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料について、申立期間②を除き、すべて納付している。

- 2 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であるとともに、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされていることは不自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2412

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年5月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年5月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和45年4月ごろ、国民年金加入は国民の義務の一つだとの思いから加入した。申立期間①の国民年金保険料は、私が、銀行で納付書により納付したと思う。申立期間②の保険料は、妻が、信用金庫か郵便局で夫婦二人分を納付したはずである。平成2年に社会保険事務所で、過去の支払い漏れがないことを確認したにもかかわらず申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間①及び②当時、申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関は実在していたとともに、保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②は、それぞれ2か月及び3か月と短期間であり、いずれもその前後の期間については、国民年金保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、結婚後、市役所に自分の年金相談に行った際に、窓口の職員から、夫婦共国民年金に加入しておらず、このままでは無年金者になると言われたことをきっかけに、夫婦二人共国民年金の加入手続を行った。その際に、「まとめて納付した方が先々楽だし、得ですよ。」と勧められたので、さかのぼってまとめて納付することとし、その場で計算してもらい、紙を渡されたことを憶えている。国民年金保険料については、私が結婚前に貯めたお金を宛ててまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間について、申立人は、申立人が国民年金の加入手続の際に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号は、53 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、38 年 2 月から 50 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の 2 年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立人がまとめて納付したとする期間は、50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間であったと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人が納付したとする金額は、夫婦二人分の昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料をまとめて納付した場合の金額とおおむね一致している上、その夫は、「夫婦二人分の保険料について、国民年金加入手続後にま

とめて妻が納付した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点では当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月まで
② 平成 2 年 5 月から同年 7 月まで

私は、昭和 50 年 7 月ごろ、私の夫が勤務先の会社を退職したので、区役所の窓口で年金手帳を持参し、国民年金の種別変更の手続を行った。その後、私は、団地内の郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 7 月ごろ、区役所で国民年金の種別変更手続を行ったと主張しているところ、申立人は、国民年金の種別変更手続を行った際の状況について、鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間①当時の保険料の納付状況について、具体的に記憶している上、申立期間①当時、申立人が居住していた区では郵便局で保険料を徴収していたことが確認できるとともに、申立人が保険料を納付していたとする郵便局も実在していたことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間①は 13 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を完納している。

2 一方、申立期間②については、申立人が、国民年金の種別変更手続を行

った記憶がないと述べており、申立期間②当時の種別変更手続の状況が不明確である。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間②直後で申立人の夫が厚生年金保険加入中の平成2年8月から5年12月までの期間について、申立人が、8年4月に3号特例の届出を提出したことにより、国民年金の第3号未納から第3号特例納付に変更されたことが確認できる一方、その夫が未加入期間である申立期間②は、その届出により3号未納から未納期間に変更され、申立期間②当時は、国民年金保険料を納付する必要がない第3号被保険者期間であったことが推認できるとともに、8年4月の時点でも、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年3月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2415

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和51年5月ごろ夫に勧められ、国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、私が、信用金庫か郵便局で夫婦二人分を納付したはずである。

平成2年に社会保険事務所で、過去の支払い漏れがないことを確認したにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、保険料を完納するとともに、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の特殊台帳によると、昭和50年度の国民年金保険料の納付月数が訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2416

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

私は、国民年金に加入後は、保険料をすべて納付している。申立期間当時も、自宅に来ていた男性の集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況について、鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時居住していた市では、その当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が述べる保険料額は、その当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 57 年 6 月まで

私は、昭和 56 年 2 月に勤務していた会社を退職して親族が経営する会社に転職した。転職先の会社は小さな会社で厚生年金保険には加入していないことを知っていたので、妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も妻が納付してくれたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の妻は、昭和 56 年 2 月ごろ農協の隣にあった旧市役所で国民年金の加入手続を行ったと証言しているところ、その旧市役所は申立期間当時、農協の隣に存在していたことが確認できることから、申立人の妻の証言と一致する。

また、申立人の妻は、国民年金保険料を 2 か月ごとに金融機関で納付したと証言しているところ、申立期間当時申立人が居住していた市では、昭和 57 年度から保険料は 6 期に分けて収納していたことが確認できることに加え、納付したとする金融機関も、昭和 44 年から申立人の妻が納付したとする場所で業務を行っていることが確認できることから妻の証言に不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間を含む昭和 51 年 11 月から 61 年 3 月までの期間国民年金に任意加入し、定額保険料に加え、付加保険料も納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2431

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月

私は 20 歳になったところに、私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の父親が自宅に来ていた集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 1 か月と短期間である。

また、申立期間後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の父親の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 8 月に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2432

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで
私は、自分の国民年金保険料については、毎年1年分を前納していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 5 月 * 日に市役所で婚姻届を提出した際に、窓口の職員から国民年金の未加入を指摘されたので、加入手続を行った。その際に過去にさかのぼって国民年金保険料を納付することができることを聞いたので、4、5 日後に再び市役所に行った時に、払えるところまで保険料をさかのぼって納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 52 年 5 月 * 日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 12 月 8 日に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間のうち、49 年 7 月から 51 年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の 2 年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納していた例が散見されることから、申立人は、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、過年度納付が可能な期間であったものと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った後、市役所内の金融機関で、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、市役所内の金融機関で過年度分の保険料を納付することは可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が国民年金加入後にさかのぼって一括して納付したとす

る保険料額は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付することが可能であった昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の過年度分保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金に任意加入している期間もみられることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から、時効により保険料を納付できない期間である。

また、当該払出日は特例納付の実施期間内であるが、申立人の記憶する保険料額は特例納付制度を利用して一括して納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かいり}していることから、申立人は同制度を利用した昭和 51 年 3 月以前の保険料を納付していなかったとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 53 年から 55 年ごろに、市役所から国民年金の加入を勧める通知があり、今なら国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの案内があったので、夫婦で国民年金の加入手続を行った。その際に納付書を 2 枚に分けて発行してもらい、自宅に来ていた金融機関の職員に依頼して夫名義の預金口座から納付してもらった。その後も同様の方法で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間について、申立人は、自宅に来ていた金融機関の職員に依頼し、申立人の夫名義の預金口座から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、職員が当該口座から預金を引き出し、保険料を納付していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫については当該期間の保険料は納付済みとされている。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付

していたと主張しているが、申立人の夫についても、当該期間の保険料は申立人と同様に未納となっている。

また、申立人は、加入手続後の国民年金保険料について、金融機関の職員に依頼し、未納期間がないように納付していたと主張しているが、申立期間後にも未納期間が散見される。

さらに、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、加入手続後にさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 2 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の保険料は過年度納付により納付することは可能であったが、申立人が納付したとする金額は、申立期間①について、実際に夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額と大きく異なる上、申立人の夫の金融機関の口座の預金元帳履歴においても、申立期間①の保険料相当額の出金記録が確認できないことから、申立内容と一致しない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月まで
私の元妻が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の元妻は、昭和 52 年ごろに私が加入手続を行い、申立期間の保険料を 3 か月ごとに何回かに分けて、さかのぼって納付していたと証言しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 8 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、申立人の元妻の証言に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の元妻は、申立期間の国民年金保険料の納付状況について、具体的に記憶しており、納付したとする金額も当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立人の元妻の証言には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、付加年金にも加入するなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 5 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後は、ずっと保険料を納付し続けていた。申立期間についても、定期的に自宅近くの郵便局又は銀行で納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①は 2 か月、申立期間②は 11 か月と共に短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間②を含む昭和 61 年度について、申立人がその当時居住していた区では、国民年金被保険者収滞納一覧表が存在しているところ、申立人には、現年度納付による保険料の納付済期間があるにもかかわらず、同一一覧表にはその記録が存在しておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から49年12月まで

私は、昭和49年12月ごろ、市役所の勧誘員から厚生年金保険を脱退している場合さかのぼって20歳から国民年金に加入できるという説明を受け、加入手続を勧誘員に依頼した。その後、50年1月ころに市役所の支所で、婚姻時の42年5月から49年12月までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間のうち44年4月までが未加入とされ、同年5月から49年12月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いと認められる上、申立人が居住していた市では、当時、被保険者から希望があれば特例納付に係る保険料を預かり、被保険者に代わって社会保険事務所又は金融機関で納付していたことが確認でき、申立人が主張している納付金額についても、特例納付により実際に納付した場合の申立期間の保険料額とおおむね一致しているとともに、申立人の夫は、「私の妻（申立人）が、私が転勤する前の昭和50年の初めごろ、私達が結婚した42年5月までさかのぼって国民年金に任意加入し、保険料を同月までさかのぼって一括して納付したと言って、私に対して妻の国民年金手帳に小さな特例納付の領収書が貼ってあるのを見せたことを憶えている。」旨証言しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人が当時居住して特例納付を行ったとする市が保存している国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和38年6月14日に強制加入被保険者

として資格取得している記載があり、その後の被保険者資格の得喪記録が無いことから、申立期間については、申立人は国民年金の強制加入被保険者とされていたことが考えられる上、申立人が、国民年金保険料を一括納付したと主張する時期は、第2回特例納付が実施されていた期間内であり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（50年2月）ともおおむね一致していることから、申立期間は過年度納付と特例納付により保険料の納付が可能な期間であったことが推認できる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は共済年金に加入中であったことから、申立人は本来国民年金の任意加入対象者であり、法律上、任意加入者はさかのぼって加入することができないにもかかわらず、申立人が所持している国民年金手帳及び特殊台帳には、強制加入被保険者の資格取得日及び任意加入被保険者の資格取得日がそれぞれ昭和38年6月14日及び42年5月1日と記載されているのみならず、申立人は37年2月から44年4月までの期間は厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、成人時（38年*月）までさかのぼって国民年金に強制加入している。これらについて、同市では、「申立人が新規加入の届出を行った時に、市職員の聞き取り調査が十分でなかったため、誤って20歳からの強制加入の事務処理としたものと思われる。」と回答しているなど、当時、行政側の事務処理に度重なる過誤が発生していたことが認められる。

加えて、申立期間のうち、昭和42年5月から44年4月までの期間については、申立人は厚生年金保険の脱退手当金を受給済みの期間であり、この期間については、平成20年7月に国民年金に加入し得ないことをもって、それまでの国民年金加入記録が取り消されていることから、申立期間当時は厚生年金保険の脱退手当金を受給済みの期間が意識されていなかったことが明らかであり、かつ、申立期間のうち昭和44年5月から49年12月までの期間については、任意加入期間であることから、いずれの期間も制度上さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であるが、納付したと推認できる申立期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められず、申立期間の保険料が長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

その上、申立人が国民年金保険料を納付してから既に30年以上経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、保険料相当額を収納しておきながら、厚生年金保険の脱退手当金の受給済期間又は任意加入対象期間であることを理由として、保険料の特例納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、会社を退職後、しばらくの間は国民年金に加入していなかったものの、昭和 52 年 4 月ごろになって初めて、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その後、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができる旨の通知が送付されてきたので、その支所の 2 階又は 3 階の窓口で、一括して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、その後、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、鮮明に記憶している上、申立人が保険料を納付したとする同支所は、申立期間当時、実在していたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が述べる一括して納付した国民年金保険料の金額は、国民年金の加入手続を行った時点で納付することが可能な現年度保険料及び過年度保険料の合計額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、住所の変更手続を適切に行っている上、申立期間以降は、国民年金保険料の未納がないなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和48年2月に会社を退職し、同年4月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに金融機関で一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ1か月及び12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、当初は申立期間①及び②と近接する昭和48年3月及び同年7月から49年3月までの期間の保険料が未納とされていたが、平成20年3月に納付済みに記録訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間①及び②の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月

私は、夫が平成元年に会社を退社した際、市民センターで第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その場で納付書を使用して国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、市民センターで第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その場で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、当該市民センターでは、国民年金の種別変更手続き及び保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容には特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間に近接する平成3年5月の国民年金保険料の納付記録は、社会保険庁のオンライン記録によると納付済みとされていることが確認できるが、申立人が居住していた市における被保険者名簿には未納と記録されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料の未納はなく、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きも複数回適切に行っていたことが確認できることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、はっきりとした時期は憶えていないが、市役所に行き、自分で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に納付書が届くようになったので、基本的には自宅で母親が金融機関の集金人に一度も滞ることなく納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が自宅に来ていた金融機関の集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の母親が保険料を納付していたとする金融機関は昭和 60 年 10 月に開設されており、申立期間当時、保険料の集金を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は「息子（申立人）の国民年金保険料の納付書が自宅に届いており、当時は金融機関の職員が自宅に来ていたので、その人に保険料を納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 12 月に会社を退職した後に、姉から「会社を辞めたら国民年金に加入して、保険料を納付する必要がある。」と教えられたことから、62 年ごろ姉と一緒に区役所へ行って、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続をした際に納付書を作成してもらい、私が区役所内の納付場所か金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 4 か月と短期間である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の姉は「妹（申立人）は国民年金の加入手続をした際に、過去にさかのぼって保険料を納付した。」旨証言している。

さらに、申立期間の国民年金の保険料月額については、納付済みとなっている 62 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、国民年金の住所変更手続や種別変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年2月まで

私は、昭和56年に会社を辞めてしばらくしてから、私の妻が、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の妻が金融機関で納付書に現金を添えて納付をしていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、申立人の妻が、納付できる時に市役所や金融機関へ行き、過年度分の国民年金保険料を一括して納付したり、前納を行ったりして、未納がないように納付していたと主張しているところ、申立人の申立期間の前後の納付記録から、過年度保険料の一括納付や前納を行っていたことが確認できることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと認められる。

また、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間については、国民年金保険料をおおむね納付している上、前納を行っている期間もあるなど、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「夫（申立人）の国民年金保険料については常に気にかけていたので、未納がないようお金がある時にまとめて納付していた。」旨証言している。

加えて、申立期間当時、申立人の妻は、会社に勤務して厚生年金保険に加入していることが確認できることから、夫婦で収入を得ており、一括して申立期間の保険料を納付する資力はあったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から52年3月まで

私は、昭和54年4月ごろに市役所の支所で46年10月までさかのぼって一括して国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月ごろに市役所の支所で46年10月までさかのぼって一括して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が保険料を納付したとする市役所の支所では、申立期間当時、保険料の集合徴収が行われていたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、昭和54年4月ごろに申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によるほかないが、その当時は、第3回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、申立期間の保険料を特例納付により納付することができる国民年金の強制被保険者であるとともに、特例納付したとする期間以後の保険料に未納がないなど、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から同年9月まで

私は、老後の生活を考えて、昭和46年11月に区役所で国民年金の任意加入の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付した際、領収書を受け取ったことを記憶しており、納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付した際、領収書を受け取ったと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、集金人による領収書方式による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の前後は任意加入で国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所等に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未加入で保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の種別変更手続も適切に行われていたことが確認できることから、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私が 20 歳になったところに、私の母親が、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私が結婚するまでは、同居していた母親が、両親と兄と私の分を一緒に未納がないように集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその両親の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が、両親と兄と申立人の分を一緒に未納がないように納付していたと主張しているところ、その両親は、国民年金制度発足時から 60 歳までの保険料を完納している上、申立人の兄についても国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、勤め先の事業主が、私が将来年金がもらえるようにと加入手続を行い、昭和 37 年 4 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料をまとめて納付してくれた。その後、事業主に毎月の給料から 3,000 円から 4,000 円ぐらいを 10 年ぐらいかけて返済していた。

また、加入手続後は納付書が届くようになったので、それを持って市役所で未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入し、その標準報酬月額から申立人の保険料を納付できる十分な資力があつたと推認されることから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②当時、追納分と現年度分の国民年金保険料を合わせて納付していたことなど、保険料の納付状況について鮮明に記憶している上、申立人が納付したとする金額は、当時の実際の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間②以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申請免除期間の保険料を追納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、事業主が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の 20 歳からの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付したとする事業主は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が事業主に返済していたとする金額は、申立期間①について実際に特例納付により納付した場合の金額と大きく異なる上、申立人の記録では、加入手続後に昭和 52 年 1 月までさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、申立人が事業主に返済していたとする金額は、当該期間のものとするのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年8月まで

私は、20歳になってすぐに、区役所から国民年金の加入についての手紙が届いたため、当時勤務していた会社の同僚に相談し、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、区役所で、私が納付したと思う。申立期間の保険料は納付していたはずであり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐの昭和42年ごろに、区役所から国民年金の加入についての手紙が届いたため、加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期等から、申立人は42年ごろに加入手続を行っていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立人が、国民年金の加入手続を行いながら、加入当初の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後は、ずっと保険料を納付し続けていた。申立期間についても、納付書が送られてこなかったため、夫と一緒に区役所に行き、夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、区役所で国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人は、区役所の窓口で保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶しているなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

私は、昭和39年に転居してからしばらくして、向かいの部屋を訪ねてきた集金人に勧められて、国民年金に加入した。

国民年金保険料については、定期的に集金人に納付しており、集金人に納付できなかった期間については、納付書を発行してもらい、未納期間がないように郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和42年10月に発行されており、申立人は、申立期間直後の41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料について、43年9月に過年度納付していることが確認できるが、未納期間がないように保険料を納付していたとする申立人が、国民年金手帳が発行された時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入している上、特例納付により国民年金保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月

私の母親が、私の国民年金の加入手続とその後の国民年金保険料の納付を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が両親、姉、私の合わせて4人分を集金人に納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立期間直後の昭和40年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料は、申立人の特殊台帳から45年5月9日に一括して納付していることが確認でき、その時点では、時効により納付することができない40年4月から43年3月までの期間の保険料が納付されていることから、申立期間の保険料も納付が可能であったと考えられるため、その期間だけ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする両親及び姉の保険料はすべて納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和42年7月1日から44年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、42年7月から44年5月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月20日から44年6月1日まで

私は、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について確認したところ、A社において、昭和44年6月1日に資格取得となっているが、42年3月に大学を卒業してから同社に同年4月20日に入社した。

当時、あて先を会社の住所とする私あてに届いた郵便封筒の写しを提出するので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた複数の同僚の証言、申立人が提出した郵便封筒の写し及び申立人のA社での詳細な記憶から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における昭和42年度新卒採用は5名であり、そのうち申立人を除く4名は、昭和42年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、社会保険庁の被保険者記録から確認できる。

さらに、申立人と同じ大学を卒業した同僚は、「申立人は、情熱を持って仕事に取り組んでいた。申立人だけが厚生年金保険に加入させてもらえなかったとは考えられない」と証言している。

一方、申立人と共に大卒として同期入社した2名は、「入社日から昭和

42年7月1日までは、試用期間であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和42年7月1日から44年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

他方、申立期間のうち昭和42年4月20日から同年7月1日までの期間においては、上記のとおり、申立人と同期入社した同僚の証言及び社会保険庁の被保険者記録から試用期間であったと推認でき、加えて、A社及び申立人は、当時の給与明細書等の関係資料が無く、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の昭和42年7月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、当時の資料が残っていないため不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届やその後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所に当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和44年6月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る42年7月から44年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に、資格喪失日に係る記録を35年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年2月20日まで

私は、中学卒業後、田舎から上京して兄が勤めているA社に入社した。兄には、当該事業所に勤めているときの厚生年金保険の記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ電気工事に従事していたとする複数の同僚には、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者としての記録が存在する上、「入社してすぐに、社会保険に加入させてくれた。また、電気工事を行うのは正社員だけだった」と証言している。

さらに、同名簿によると、申立期間当時の被保険者は7名であることが確認でき、同僚の従業員数の証言とおおむね一致することから、当時、A社は、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚の社会保険事務

所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間のA社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、さらに、その期間中に行われる厚生年金保険被保険者報酬月額基礎届及びこれに基づく定時決定の提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人の被保険者資格の得喪に係る社会保険事務所への届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から35年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に、同社本社における資格取得日を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、A社が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和35年4月から37年3月末までA社B工場に勤務し、引き続き41年4月末まで同社本社で勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、37年3月1日から同年6月末までの記録が欠落している。当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月1日から同年3月31日までA社B工場、同年4月1日から同社本社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険庁の記録では、同年3月1日に同社B工場における被保険者資格を喪失し、同年7月1日に同社本社において資格を取得したものとされている。

しかし、昭和35年4月に同期入社で同じB工場に配属された元同僚は、「37年3月31日まで申立人と同じ管理業務課で勤務し、申立人の仕事の後任者となった」と証言していることから、申立人が37年3月31日まで同工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人より先にA社本社の営業部に在籍していた厚生年金保険の加入記録がある元同僚によると、「申立人は37年4月にほかの1人と同日に、本社へ赴任し、営業部へ配属された」と証言している。

さらに、A社本社の経理担当者は、「本社及びB、C、Dの3工場の雇用保険を含む社会保険の届出は総務課で、保険料の控除は経理課が行い、給料は本社の預かり金から支払っていた」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月及び同年7月の社会保険庁のオンライン記録から、2万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所を昭和41年5月1日に吸収合併したE社は、合併の際に書類の引継ぎがされていなかったため、保険料の納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和25年11月21日から27年3月1日までの期間については、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を25年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年12月31日から25年2月15日ごろまで
② 昭和25年11月21日から27年3月1日まで

私は、昭和21年3月に旧制高等小学校を卒業し、その学校の推薦により、同年4月にA社修理部に入社した。父の命令で昭和25年2月中ごろに退職し別の会社に転職したが、それまでは同社で継続して勤務していたのに、22年12月31日以降の記録が欠落している。

また、昭和25年11月21日にC社（後にD社となり、現在はG社）に入社し、交通船Eの船長として配属され、F港に停泊する船舶の荷役状況の見回りなどの仕事をしていた。しかし、厚生年金保険の記録は27年3月からとなっている。雇用保険受給資格者証など手元にある書類を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録、D社（現在は、G社）運輸部の汽艇員資格並給與規定票及び申立人の保管する港湾労働者年金裁定請求書（控）により、申立人がC社に勤務していたことが認められる。

また、G社の人事担当者が、「同社においては雇用保険と厚生年金保険は一体的な取扱いであった」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にC社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和25年11月から27年2月までの標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、当時の出来事を鮮明に記憶していることから、A社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社に入社したとしているが、同社の事業主が同一敷地内で経営していたとするB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、A社は、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する事業所記号番号の払出簿において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、商業登記簿にも該当がない。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者旧台帳及び社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年12月31日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記載がある上、23年1月1日に書き換えられた同社の別の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録が無いことから、申立人は22年12月31日に同社での被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社は昭和27年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後倒産しており、賃金台帳等当時の資料が無い上、申立人が記憶している同僚2名は既に死亡しており、申立てに係る証言を得ることができないことから、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和20年8月から21年3月までは30円、21年4月から同年7月までは60円、21年8月は210円、21年9月から22年5月までは240円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から22年6月1日まで

社会保険庁の記録では、C社がA社B支店と合併したころの期間の厚生年金保険の被保険者期間の記録が欠落している。昭和27年2月まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社がA社B支店と合併しただけで、継続して勤務していた」旨を述べているところ、A社が提出した同社B支店の沿革から、C社は昭和20年8月15日に統合によりA社B支店になったことが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、「申立人は会社の統合後も継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった」と証言している。

さらに、上記の証言をした複数の同僚及び「申立人と同じ事務の仕事であった」と証言している同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の同僚の標準報酬月額から、20年8月から21年3月までは30円、21年4月から同年7月までは60円、21年8月は210円、21年9月から22年5月までは240円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 1215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年8月25日に訂正し、標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月25日から21年3月1日まで

私は、昭和17年6月1日から61年9月30日までA社に継続して勤務していたが、同社B工場に勤務していた20年8月25日から21年3月1日までの加入記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿の写しから判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し（昭和20年8月25日に同社本社事業所から同社B工場に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年3月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年12月1日とし、同社C支店における資格取得日に係る記録を24年6月1日に訂正し、23年12月から24年4月までの期間の標準報酬月額を6,000円、24年6月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正元年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年12月1日から24年5月1日まで
② 昭和24年6月1日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。実際には、昭和8年に入社してから50年に定年退職するまで継続して勤務しており、申立期間については、サルベージ船の船長をしていた。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保管の人事記録、事業所の回答及び社会保険庁の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和23年12月1日にA社本社から同社B支店へ、申立期間②は、24年6月1日に同社B支店から同社C支店へ転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和24年5月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、申立期間①に係る標準報酬月額を6,000円、申立期間②に係る標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は、納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年7月1日）及び資格取得日（46年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から46年7月1日まで

私は、昭和43年10月から46年9月までA社に在職していた。C社D工場に派遣されており、A社で勤務したことはあるが、退職や休職したことは無い。当時の出来事も鮮明に覚えているため、社会保険庁の記録では、45年7月1日から46年6月30日まで厚生年金保険に未加入となっているが、被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年10月2日に厚生年金保険の資格を取得し、45年7月1日に資格を喪失後、46年7月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の所持する経歴明細書並びに申立人が勤務していたA社の当時の上司及び同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

また、A社における当時の上司は、「時期は違うが、自分も申立人と同様に、C社D工場に派遣され、A社での勤務に戻ったこともあったが、厚生年金保険の記録が欠落したことは無い」と証言しており、社会保険庁の記録においても欠落は見られない。

さらに、後継企業の総務人事担当者や当時の複数の同僚から、「在籍している限りは社会保険を外れるようなことは無い」との証言を得ている。

加えて、申立人と同じ派遣先に勤務していた者について、その被保険者期間を調査したところ、在職期間中に被保険者期間の欠落は見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 45 年 6 月の社会保険事務所の記録から 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 7 月から 46 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額は平成5年9月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円、7年1月から同年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年3月31日まで
平成5年9月1日から7年3月31日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が8万円及び9万2,000円に訂正されている。しかし、私の申立期間当時の給与は月額70万円程度であった。今回、社会保険事務所からの連絡で記録の改ざんについて知ったもので改ざん前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成5年9月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円、7年1月から同年2月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年3月31日）後の同年4月19日付けで、遡及して5年9月1日から6年10月31日までは8万円、同年11月1日から7年3月31日までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本上では申立人は平成14年6月までA社の取締役であったことは確認できるものの、役員であった同僚から「訂正処理については、私が社会保険事務所から聞いて、それを事業主に伝えた。申立人は一切関与していない」との証言があったことから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年9月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円、7年1月から同年2月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年6月から6年10月までは53万円、6年11月から7年5月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年6月30日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成5年6月1日から7年6月30日までの標準報酬月額が、36万円となっているが、当時の給与は50万円以上あったはずである。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から6年10月までは53万円、6年11月から7年5月までは56万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年6月30日以降の同年7月10日に、申立人の標準報酬月額が5年6月にさかのぼって36万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖事項全部証明書から申立人はA社の取締役であったことは確認できるが、「申立人の勤務実態は営業部長であり、店長であった」と同僚が証言していることから、申立人は当該訂正処理については知り得る立場ではなかったと推認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から申立人のA社における離職日は平成7年6月30日となっており、当該訂正処理が行われた同年7月10日にはA

社を既に退職していたものと認められることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年6月から6年10月までは53万円、6年11月から7年5月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年7月25日に、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年7月から同年9月までは5,000円、35年10月から37年9月までは8,000円、37年10月から38年9月までは1万2,000円、38年10月から39年3月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月25日から39年4月1日まで

私は、A社へ昭和35年7月から39年3月まで正社員として勤務していた。しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したら、申立期間が被保険者期間とされていないことが分かった。

その当時の記憶ははっきりしないが、厚生年金保険に入っていると思う。夫も同じ会社にいたが、私が厚生年金保険に入っているはずと言っているので、申立期間を調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び上司の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認される。

また、申立人の同僚及び後任者には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及びその同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から昭和 35 年 7 月から同年 9 月までは 5,000 円、35 年 10 月から 37 年 9 月までは 8,000 円、37 年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 2,000 円、38 年 10 月から 39 年 3 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の保険料に係る事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 7 月から 39 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 2 月から同年 4 月までは 1 万 8,000 円、35 年 5 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A 社に勤務していたが、同社 B 出張所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人が昭和 35 年 2 月 1 日に同社 C 事業所の被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に資格を喪失した旨が記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する A 社 C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和 35 年 2 月 1 日、資格喪失日が同年 10 月 1 日と記載されている申立人と氏名が一字違いの者で、厚生年金保険記号番号、健康保険整理番号及び生年月日が申立人と同じである被保険者記録が確認できる。

さらに、雇用保険の記録及び A 社の労働者名簿から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 35 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同

年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から資格取得日の昭和 35 年 2 月 1 日において 1 万 8,000 円、被保険者資格喪失確認通知書から資格喪失日の同年 10 月 1 日において 3 万 6,000 円と確認でき、この間の同年 5 月に標準報酬月額が改正されていることから、35 年 2 月から同年 4 月までは 1 万 8,000 円、35 年 5 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成2年4月から同年9月までは47万円、2年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月2日から同年12月27日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成2年4月2日から同年12月27日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間の給与は47万円から50万円ぐらいであった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年4月から同年9月までは47万円、2年10月及び同年11月は50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年1月20日以降の4年3月2日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円に引き下げされている上、申立人と同日又は3年1月20日に被保険者資格を喪失している70名中、申立人を除く67名の標準報酬月額が申立人と同様に引き下げられており、残り2名はさかのぼって資格喪失処理が行われているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年4月から同年9月までは47万円、2年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年8月31日まで
社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者記録では、平成4年11月1日から5年8月31日までの標準報酬月額が、36万円から20万円に下がっているが、給与支払明細書に記載されているとおり、報酬額は36万円に変更が無いので、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていた。

また、申立人が所持している申立期間の給与明細書により標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年8月31日以降の同年10月15日に申立人の申立期間に係る標準報酬月額が36万円から20万円へ8等級引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 1224

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 8 月 28 日まで
社会保険庁の記録では、平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 8 月 28 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 8 万円とされているが手取りで月額 32 万円ぐらいの給与の支払いを受けていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 41 万円であったことが確認できる。

また、申立人の所持する平成 7 年分の所得税の確定申告書から、申立人は、申立期間に標準報酬月額 41 万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 8 月 28 日以降の同年 9 月 1 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 8 万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことが確認できる。しかしながら、事業主及び同僚は「申立人は訂正処理について知らなかったと思う」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年5月20日まで
社会保険庁の記録では、平成4年11月1日から5年5月20日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、申立期間の標準報酬月額は53万円であったはずであるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年9月14日)の後の平成5年9月21日付けで、さかのぼって、8万円に訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及して記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成5年5月20日となっており、申立人は、当該訂正処理が行われた同年9月21日には、A社を退職していたことが認められることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29 年 3 月 25 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 1 日から 29 年 3 月 25 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、私は、昭和 22 年に会社が発足して以来、A社に継続して勤務しており、申立期間についても厚生年金保険の加入記録があるはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名が異なり、生年月日が同じB氏が昭和 25 年 3 月 1 日に資格取得し、29 年 3 月 25 日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、姓名判断に傾倒しており、通称名としてBを使っていた」と述べている。

さらに、同僚 3 人が「申立期間当時の当該事業所に、申立人は在籍していたが、B氏は在籍していなかった」と証言していることから、前述のB氏の被保険者記録は申立人のものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 25 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 29 年 3 月 25 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁におけるB氏の被保険者記録より、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年6月1日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成4年10月1日から6年6月1日までの標準報酬月額が、53万円から20万円に引き下げられているが、その間に給料が下がった事実はなく、私の知らないところで行われたことなので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった平成5年の源泉徴収票から、申立人は、申立期間には、訂正前の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年12月31日）の後の平成7年2月20日付けで、さかのぼって20万円に引き下げられている上、申立人を除く2名（うち役員1名）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、事業主に照会したところ「会社が社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員が来社し、当時の経理担当者と税理士とで話し合いをした。その結果保険料が払えないので、さかのぼって標準報酬月額を引き下げる処理をすることにした。最終的には社長である自分も了承した。この処理に関しては申立人の知らないところで行われたことである」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような

^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社（現在は、E社）D支店に係る資格取得日を昭和43年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したかどうかについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月28日から同年6月6日まで

私は、昭和35年4月1日にB社に入社し、43年5月28日まで同社C支店に在籍し、その後同社D支店に転勤した。同社は43年4月にA社と合併してA社となったが、私は入社してから平成2年10月31日まで継続して同社に勤務しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年5月28日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月のA社D支店の厚生年金保険被保険者原票から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の保険料に係る納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月1日から同年12月1日まで
社会保険庁の記録によると、昭和38年11月1日から同年12月1日までの期間における被保険者期間が欠落しているが、当該期間はA社の本社に勤務するまでA社B支店に引き続き勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職員台帳から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年12月1日に同社B支店から同社本社に勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため「どのような届出を行ったかは不明」としており、このほかに申立期間に係る保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から同年6月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年10月1日まで
② 平成4年1月1日から同年6月30日まで

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者記録では、平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額が44万円、4年1月から同年5月までの標準報酬月額が14万2,000円となっているが、給与支払明細書に記載されているとおり、退職まで報酬額は53万7,740円（標準報酬月額53万円）で変更が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

また、申立人から提出のあった平成4年分の源泉徴収票から当該期間の給与は、53万円の標準報酬月額に相当する額であることが認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年6月30日以降の同年7月9日に、申立人の当該期間における標準報酬月額が14万2,000円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付

の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなるところ、申立人から提出のあった平成2年11月から3年2月までの給与明細書上の報酬月額に見合う標準報酬月額は53万円であるが、保険料控除額を基に算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致している。

また、平成3年3月から同年9月までの保険料控除を確認できる資料は無いが、上記の状況から、当該期間においても社会保険事務所の記録に基づく保険料額が控除されていたと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成5年7月1日から6年4月1日までの間、手取りで月額30万円くらいの給与を支給されていたが、社会保険庁の記録では、当該期間の標準報酬月額がさかのぼって8万円に減額されているので、申立期間の標準報酬月額を当時の給与額に見合ったものに訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月1日より後の7年6月22日に、5年7月1日にさかのぼって申立人の申立期間に係る標準報酬月額が36万円から8万円へ訂正されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者は申立人以外に4名存在したところ、事業主を除く3名についても申立人と同様にさかのぼった訂正処理が行われている。

しかし、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、「夫は、建築現場と自宅との間を直行直帰する生活を送っており、経理や社会保険手続に関与したことは無いと思う」と述べている。また、元同僚は「社会保険手続等を担当していたのは総務担当者であり、訂正処理は事業主の指示に基づき総務担当者が行った

か、事業主自身が行ったかのいずれかではないか」と証言していることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額 36 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月26日から同年4月1日まで

A社とB社は、同一の社長が経営する同系会社である。私は、昭和61年4月1日付けでA社からB社に移籍したが、その時の1か月の厚生年金保険の加入記録に欠落がある。継続勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元代表取締役からの回答、他の同僚の厚生年金保険の加入記録などから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年5月28日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和20年9月から21年3月までの期間については40円、21年4月から23年7月までの期間については600円、23年8月から24年2月までの期間については6,000円、24年3月から同年4月までの期間については6,300円、24年5月から25年4月までに期間については7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月15日から25年5月ごろまで

私は、昭和19年4月にA社のB学校に入校し、同社D工場に勤務していた。20年6月に同工場が爆撃されたため、E県のFに疎開した。終戦になり、同工場のG課に勤務したが、25年5月に人員整理があり、当該事業所を退職した。

しかし、昭和20年9月15日から25年5月までの厚生年金保険の記録が無い旨、社会保険事務所から回答を得た。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は昭和19年4月12日にA社において被保険者資格を取得し、20年9月15日に資格を喪失している。

しかし、社会保険事務所の保管する被保険者名簿及び被保険者台帳には申立人の資格喪失日の記載が無い。

また、A社が提出した「申立人が昭和25年5月27日付けで退職を諒承した誓約書」から、申立人が同日まで同社D工場に継続して勤務していた

ことが認められる。

さらに、申立人は、「私はレッドパージによって、A社を退職した」と述べており、同僚からも同様の証言があるところ、「レッドパージで退職した」としている同僚の資格喪失日は昭和25年5月28日となっている。

加えて、同僚から聴取したところ、「工場が爆撃されたため、疎開していた」と述べている者が複数存在するが、疎開中に被保険者資格を喪失している者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年5月28日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の同僚の旧台帳における記録から、20年9月から21年3月までは40円、21年4月から23年7月までは600円、23年8月から24年2月までは6,000円、24年3月から同年4月までは6,300円、24年5月から25年4月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録の訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 20 日まで
② 昭和 38 年 6 月 3 日から 45 年 10 月 17 日まで

私は、申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はB社に勤務していた。社会保険事務所に年金の問い合わせをしたところ、申立期間の脱退手当金は支給済みとの回答をもらったが、請求も受領もしていない。また、昭和 45 年 10 月に退職してから 3 年 10 か月の長期間を空けてからもらっていたと思えないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 年 10 か月後の昭和 49 年 8 月 30 日に支給決定されたこととなっており、同時期にB社を退職した同僚によると「会社から脱退手当金の説明は無く、自分で社会保険事務所にて請求手続きを行い、脱退手当金を受け取った」と証言しているほか、B社も「脱退手当金について代理請求はしていない」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿（原票）によると、申立人の氏名変更がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 47 年 3 月 * 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行（現在は、B銀行）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年8月1日から32年4月1日まで

夫は、昭和26年4月2日から61年2月28日まで継続して、A銀行に在職していた。このため、空白が生ずること無く厚生年金保険に加入していたはずであり、当然、保険料も給与から控除されていたはずである。

申立期間について、記録が無く、年金が給付されないことは、不当であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録並びにB銀行から提出のあった在籍証明書及び事業所照会に対する回答から判断すると、申立人がA銀行に継続して勤務し（昭和27年12月12日から32年3月31日まで同行C支店、同年4月1日に同行C支店から同行D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A銀行C支店に係る昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの被保険者資格の喪失届なども提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和 31 年 8 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 32 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を昭和62年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月25日から同年8月1日まで
社会保険庁の記録では、A社B支店から同社本社に異動した申立期間が厚生年金保険に未加入とされていた。

私は、昭和36年10月に入社してから平成2年5月31日に退職するまでの間、A社に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険組合の加入記録、事業主が提出した経歴表等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和62年7月25日に同社B支店から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和62年6月の記録及び同年8月の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の欠落について事務手続の誤りを認めていることから、社会保険庁の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年8月から6年9月までは16万円、6年10月から7年7月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで
社会保険事務所の記録では、平成5年8月1日から7年8月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が最低等級となっているが、申立期間の給与は約16万円であり、勤務内容にも変更はなかった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成5年8月から6年9月までは16万円、6年10月から7年7月までは17万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月31日の前日（平成7年8月30日）に、申立人を含む多数の者の標準報酬月額の記録が一律最低等級に引き下げられており、申立人の標準報酬月額は5年8月にさかのぼって同年8月から6年10月までは8万円、同年11月から7年7月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同様に、さかのぼった訂正処理が行われている同僚が所持する給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、またその記載内容から、同社に対する差押処分を回避するために過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額に係る届出及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を行うことを社会保険事務所の担当者が指導していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月から6年9月までは16万円、6年10月から7年7月までは17万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが妥当である。

なお、B社の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から同年4月1日まで
② 昭和43年2月から同年7月1日まで

昭和40年1月から43年1月まではA社に勤務し、また、43年2月から47年6月まではB社に勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、40年1月から同年3月までの期間及び43年2月から同年6月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該事業所に勤務していたことは確かであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、元同僚は、「当該期間にB社に勤務していた」と証言している。

また、申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人のB社に係る資格取得日は昭和43年3月1日となっている。

さらに、元事務担当者は、「自分は入社と同時に厚生年金保険に加入した。厚生年金保険と雇用保険は同時期に加入していた」と証言している上、同僚も同様の証言をしていることから、B社においては厚生年金保険と雇用保険は一体加入であったことがうかがえる。

これらから総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和43年3月1日から同年7月1日までの期間にB社に勤務し、当該期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 43 年 2 月については、申立人は雇用保険の被保険者となっておらず、上述のとおり B 社においては厚生年金保険と雇用保険は一体加入であったことが認められることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 43 年 3 月から同年 6 月までの期間の標準報酬月額については、同年 7 月の社会保険事務所の記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の B 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、後継の C 社にはこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人が A 社に勤務していたことは元同僚の証言により推認できる。

しかし、同僚 3 名に照会したところ、2 名が「見習い期間があった」と証言している。

さらに、A 社は、平成 10 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成5年8月から同年9月までは17万円、5年10月から6年9月までは16万円、6年10月から7年7月までは18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで
社会保険庁の記録では、平成5年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間について、平成5年8月から同年9月までは17万円、5年10月から6年9月までは16万円、6年10月から7年7月までは18万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月31日の前日の同年8月30日に、申立人を含む多数の標準報酬月額の記録が引き下げられ、申立人の標準報酬月額は、平成5年8月から6年10月までは8万円、同年11月から7年7月までは9万2,000円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同様に、さかのぼった訂正処理が行われている同僚が所持する給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、またその記載内容から、同社に対する差押処分を回避するために過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額に係る届出及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を行うことを社会保険事務所の担当者が指導していたことが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年8月から同年9月までは17万円、5年10月から6年9月までは16万円、6年10月から7年7月までは18万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで
社会保険庁の記録では、平成5年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間について、12万6,000円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月31日の前日の同年8月30日に、申立人を含む多数の標準報酬月額の記録が引き下げられ、申立人の標準報酬月額は、平成5年8月から6年10月までは12万6,000円から8万円に、同年11月から7年7月までは12万6,000円から9万2,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同様にさかのぼった訂正処理が行われている同僚が所持する給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、またその記載内容から、同社に対する差押処分を回避するために過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額に係る届出及び厚生年金保険の適用事業所でなくな

る旨の届出を行うことを社会保険事務所の担当者が指導していたことが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 12 万 6,000 円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和38年2月15日から40年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を40年2月21日に訂正し、38年2月から同年9月までの期間の標準報酬月額を1万円、38年10月から40年1月までの期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月2日から同年9月1日まで
② 昭和38年2月15日から40年2月21日まで

私は昭和34年8月にA社に入社し、結婚準備のため一度退職したが、同社の誘いを受けて、37年6月から40年2月まで再度同社に勤務した。その間の在籍証明書は発行されているのに、社会保険庁の厚生年金保険の記録が37年9月1日から38年2月15日となっているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の職員名簿及び当時の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の職員名簿に記載された17人の退職日と厚生年金保険の資格喪失日は、ほぼ一致している。

さらに、当時の複数の同僚から、「当時の同社は正職員のみであった」、「申立人は入社してから退社するまでずっと正社員で、仕事の内容も変わらなかった」との証言がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に継続してA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社の同職種の同僚の記録から、昭和38年2月から同年9月までの期間は1万円、38年10月から40年1月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、2回にわたる申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届や事業主による申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和38年2月15日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年2月から40年1月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①についてA社の職員名簿から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の職員名簿では、申立人の健康保険の被保険者資格取得日は昭和37年9月1日であることが確認できる。

また、同職員名簿に記載された17人中11人については入社日と健康保険の被保険者資格取得日が一致しておらず、同僚の一人は、「入社後2か月間は厚生年金保険に加入していなかった」と証言していることから、必ずしもA社は従業員を採用すると同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額（44万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年10月30日まで

昭和57年5月からA社に勤務していたが、平成5年10月に同社が倒産した。社会保険事務所の記録では、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と大きく相違している。

平成5年の始めごろから給与の遅配はあったが決められていた金額の40万円を少し超えるくらいは支払われていた。申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消資格記録）において、申立人の申立期間の標準報酬月額は当初44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月30日以降の同年12月13日に申立人の標準報酬月額が3年11月にさかのぼって44万円から26万円に8等級引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の法人登記簿の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所が適用事業所でなくなるまで取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役から「申立人は現場監督であり、社会保険事務を含めた経理及び会社経営にはかかわっていない」との証言があり、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年5月から同年7月までは50万円、5年8月から6年10月までは53万円、6年11月から7年2月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年3月21日まで

私は、平成4年6月2日から7年3月21日までA社に役員として勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の標準報酬月額は当初50万円から56万円であったが、同社を退職後、私の知らない間に9万8,000円に引き下げられていたので元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は平成5年5月から同年7月までは50万円、5年8月から6年10月までは53万円、6年11月から7年2月までは56万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年4月30日）の後の7年5月30日付けで、5年5月から7年2月までの期間の標準報酬月額がさかのぼって9万8,000円に減額されていることが確認できる上、申立人を除く13名についても、その標準報酬月額がさかのぼって訂正されているが、社会保険事務所において、係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人はA社の役員であったことが確認できるが、申立人は、当該訂正処理が行われた日の前の平成6年6月30日に役員を退任し、7年3月20日に同社を退職していることが厚生年金保険及び雇用保険の記録から確認できる。

さらに、A社の元役員であった者は、「会社の運営は事業主以外の従業員

員には知らされていないから分からない。本件の実施は、事業主以外にはできない」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年5月から同年7月までは50万円、5年8月から6年10月までは53万円、6年11月から7年2月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月12日から同年3月12日まで

私は、昭和61年8月18日にB社に入社して、異動を重ねながら平成3年1月5日まで勤務した。社会保険庁の記録では昭和63年2月12日にB社からA社に異動した際の1か月が空白期間となっている。退職するまで継続して勤務し給与も支払われ、社会保険料も変わらず控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間にB社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和63年2月12日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年3月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 1 月 31 日まで

申立期間の標準報酬月額について、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成 6 年 4 月 1 日に、44万円から15万円に下げられていることが分かった。そのような事実は知らされておらず、標準報酬月額を当時の報酬に見合う額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における厚生年保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 1 月 31 日以降の同年 4 月 1 日に、申立人の標準報酬月額は 5 年 6 月にさかのぼって44万円から15万円へ16等級引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのようにさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 1262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年3月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年11月16日から55年3月13日まで

社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和54年11月16日となっているが、私は同年9月25日から55年3月12日まで同社に勤務しており、保険料控除が記載されている給与明細書も所持しているため、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年8月から6年9月までは14万2,000円、6年10月から7年7月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成5年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が最低等級となっているが、当時の給与支払明細書から14万2,000円及び13万4,000円の等級に相当する保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された給与明細書により、平成5年8月から6年9月までは標準報酬月額14万2,000円、同年10月から7年7月までは標準報酬月額13万4,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年8月から6年9月までは14万2,000円、6年10月から7年7月までは13万4,000円と記録されていたところ、7年8月30日に、5年8月から6年10月までは8万円、6年11月から7年7月までは9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理が行われた同日において、A社の被保険者であった27名のうち、申立人を含む多数についても、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が

当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、またその記載内容から、同社に対する差押処分を回避するために過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額に係る届出及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を行うことを社会保険事務所の担当者が指導していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月から6年9月までは14万2,000円、6年10月から7年7月までは13万4,000円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月21日から同年9月6日まで
社会保険庁の記録によると、昭和36年8月21日から同年9月6日までの期間における厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、当該期間を含めA社には31年4月入社以来、平成5年8月21日に退職するまで継続して勤務しており、当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者一覧台帳、社員プロフィール及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年9月6日に同社C事業部から同社D事業本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川国民年金 事案 2417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 9 月まで

私の妹は、実家へ戻った昭和 49 年 6 月に、私が妹に「お父さんが私たちの国民年金は払ってくれているからね。」と話したことや、市役所で私と妹の二人分の国民年金保険料を納付していたことをはっきり憶えているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹は、実家へ戻った昭和 49 年 6 月に、申立人から、申立人の父親が妹自身と申立人の国民年金保険料を納付してくれているという話を聞いたことがあり、妹自身も申立人と自分の二人分の保険料を納付したことがあると証言しているが、申立人自身は、その記憶がないと述べている。

また、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳についての記憶がないと述べるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から51年9月まで

私は、昭和41年6月に勤務先の会社を退職したので、私の妻が、国民健康保険の加入手続と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、妻は、国民年金保険料を納付していた時期などは定かではないものの、金融機関又は集金人に保険料を納付していた。

私の妻は、転居した際に、その都度、新しい住所地で国民年金の加入手続を適切に行っており、保険料を納付しなかったはずがない。また、申立期間当時、保険料額も何百円程度であり、多額ではなかったため、夫婦共に、10年以上の期間について、すべての保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻は、保険料の納付方法、納付時期及び保険料額等についての記憶が曖昧である上、保険料を納付していた期間も特定することができないなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻も申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間は、120か月以上に及び、かつ、三つの市区にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が誤ることも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2419

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 47 年 3 月まで

申立期間当時に働いていた会社の社長又はその妻は、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間当時、給料から国民年金保険料を天引きされ、その会社の社長が集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が申立期間当時勤務していた会社の社長又はその妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その社長が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする会社の社長及びその妻からも証言を得ることができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の資格取得日から、申立人が昭和 47 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、その時点において、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2420

第1 委員会の結論

申立人の、昭和39年6月から41年4月までの期間、41年12月から42年2月までの期間及び43年7月から44年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年6月から41年4月まで
② 昭和41年12月から42年2月まで
③ 昭和43年7月から44年12月まで

私は、会社退職後の昭和63年8月に社会保険事務所に行き、39年から63年7月までの国民年金と厚生年金保険の加入期間を確認してもらい、国民年金の未納期間の保険料については、数日後に弟に社会保険事務所に来て行ってもらい、30万円ぐらいを現金で一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和63年8月に社会保険事務所に行き、20歳までさかのぼって未納期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、当時は、特例納付は実施されておらず、20歳までさかのぼって保険料を納付することができない時期であることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年1月以降に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年3月まで

私は、昭和49年に病院を退職する際に、同病院の職員から、「前の会社との間に国民年金の未加入期間があるので加入しておいたほうが良いですよ。」と助言されたことから、国民年金に加入することにした。国民年金の加入手続きはその職員に行ってもらい、申立期間の国民年金保険料については退職金から控除して納付したはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月に国民年金の加入手続きを行ったと主張していることから、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、昭和49年に病院を退職する際に、同病院の職員に依頼して国民年金の加入手続きを行い、退職金から保険料を控除して納付したはずであると主張しているが、申立人の居住していた地域の市役所と同病院の所在地は近隣でないことから、多忙な病院事務を行っていた職員が退職した申立人のために当該市役所を訪問して国民年金の加入手続きを行った上、申立人の退職金から保険料を控除して納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から53年3月まで

私が昭和42年11月に20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。私が22歳になってからは、生活費として収入の一部を母親に渡しており、母親がその中から国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和43年11月ごろ、村役場で国民年金の加入手続を行った。その後、母親は、村の自治会館のようなところで私の国民年金保険料を納付していた。私も1回又は2回程度、保険料を納付したことがある。

また、私は、昭和45年10月に結婚し、転居したが、その時に氏名変更や住所変更の手続を行ったか定かではないが、国民年金保険料は納付していたと思う。

母親は、私の姉や兄についても、20歳になった時に私と同様に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和43年11月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行っていたとするその母親も既に他界しているため、国民年金の加入状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は47年4月に払い出されているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、申立人の姉及び兄についても、20歳になった時に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、姉は結婚後の昭和46年、兄は平成元年に国民年金に加入するまでの間、共に国民年金に加入していた形跡は見受けられない。

さらに、申立人は、昭和45年10月に結婚し、転居しているが、申立人の

氏名変更及び住所変更の^{あいま}手続や、国民年金保険料を納付した際の記憶が曖昧であることから、その当時の保険料の納付状況は不明確である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 49 年 3 月まで

私は、結婚してから 4、5 年後に義父から国民年金の加入を勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入する際、市役所の窓口で、20 歳からの保険料をまとめて納付しないと加入できないと説明を受けたため、義父が定期預金を解約し、20 歳からの保険料を用意してくれて、まとめて納付した。国民年金加入後の保険料は、私が自宅に集金に来た自治会の担当者に、私と夫の二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してから 4、5 年後の昭和 44、45 年ごろに国民年金の加入手続を行い、加入後は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、48 年 12 月から 49 年 12 月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、申立人が国民年金に加入したとする時期とは一致しないこと、申立人は、申立期間を通じて住所の異動はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないこと、及び申立人の納付記録では、49 年 4 月以降の保険料が納付済みとされていることを考え併せると、申立人は申立期間直後の同年 4 月からの保険料を納付していたと考える方が自然である。

また、申立人は、結婚してから 4、5 年後に国民年金に加入した際に、20 歳からの保険料をまとめて納付したと主張しているところ、その当時は、第 1 回特例納付が実施されていたが、申立人がまとめて納付したとする金額は、特例納付により納付した場合に必要となる金額と大きく乖離かいりしていることに

加え、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時期に実施されていた第2回特例納付により納付した場合に必要な金額とも相違している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、義父が定期預金を解約して用意してくれたお金で、20歳からの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、定期預金を解約して保険料を用意してくれたとする申立人の義父及び保険料を納付したことを話したとする申立人の夫は、既に亡くなっており、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年10月まで

私の母親は、昭和36年4月に自身の国民年金の加入手続を行い、2か月から3か月後に区役所又は農協で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、母親がずっと国民年金保険料を納付していたはずである。私は、毎月の生活費を母親へ渡しており、母親がその中から、毎月、集金人に保険料を納付し、母親から領収書を受け取り、国民年金手帳に貼っていたのを憶えている。

また、昭和38年10月の結婚後も、私は、国民年金手帳と現金を母親に渡し、母親が、母親自身、義姉及び私の3人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間当時、仕事をしていた私の代わりに母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親からも、証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、集金人から渡された国民年金保険料の領収書を母親から受け取り、国民年金手帳に貼付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、印紙検認方式により保険料を徴収しており、領収書は発行されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立人の母親が、昭和 36 年 6 月又は 7 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45 年 9 月ごろに夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、同年 11 月又は 12 月ごろに加入手続を行ったことが推認できることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金の資格取得時期は同年 11 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2426

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

私が、20 歳になったところに、母親が私の国民年金の加入手続を行った。当時、母親から、「国民年金は大切なので、将来のために加入しなければならない。」と教えられていたことを憶えている。申立期間の国民年金保険料については、母親が自分と私たち姉妹の 3 人分を未納がないように一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった時に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 9 月に、当時、未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2427

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 41 年 4 月まで

私が 20 歳になった昭和 38 年 5 月ごろに、私の父親が町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。私は父親から、保険料の納付方法や保険料額について具体的に聞いた記憶はなく、国民年金手帳も受け取っていないが、姉夫婦から、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと聞いており、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人が 20 歳になった昭和 38 年 5 月ごろに、町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年 11 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 45 年 3 月まで

私は 20 歳になった昭和 43 年 1 月ごろ、学生であったが、母親は私の将来を考えて国民年金の任意加入手続を市役所で行った。申立期間の私の国民年金保険料は、母親が集金人に納付していた。私は、申立期間当時、一度だけ母親から集金人へ国民年金保険料を納付しておくよう頼まれたので、集金人へ保険料を渡したことがある。集金人は封筒の中から手帳のようなものを出してスタンプを押していたことを憶えているが、保険料額については憶えていない。それ以外に私は国民年金保険料納付について関与していないが、母親は、私の申立期間の保険料を納付しているはずであり、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、一度だけ母親から保険料を預かって自分で集金人に納付した以外は母親が申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から51年9月まで

私の夫は、昭和41年6月に勤務先の会社を退職したので、私が、国民健康保険の加入手続と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、国民年金保険料を納付していた時期などは定かではないものの、金融機関又は集金人に保険料を納付していた。

私は、転居した際に、その都度、新しい住所地で国民年金の加入手続を適切に行っており、保険料を納付しなかったはずがない。また、申立期間当時、保険料額も何百円程度であり、多額ではなかったため、夫婦共に、10年以上の期間について、すべての保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付方法、納付時期及び保険料額等についての記憶が曖昧である上、保険料を納付していた期間も特定することができないなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫も申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間は、120か月以上に及び、かつ、三つの市区にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2452

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 44 年 3 月まで

私が、20 歳になった昭和 39 年 7 月ごろ、母親が私の将来を考えて市役所の支所で国民年金の加入手続を行ってくれたと聞いた。

申立期間当時の国民年金保険料は、母親が、市役所の支所で現金で払い込んでくれた話を聞いたことがある。

母親が私の国民年金保険料を払っていたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 4 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、この当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2453

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳になったところに、住み込みで働いていた美容室の雇主から、私の将来のために国民年金に加入した方が良いと勧められて市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、雇主の分と一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったところに、住み込みで働いていた美容室の雇主から勧められて国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 9 月に払い出されていることが確認できるが、申立人は過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時同居していた雇主と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、同居していた雇主は国民年金に加入した形跡が見当たらない上、その雇主は、「当時、集金に来ていたのは美容室組合と互助会の集金人であり、国民年金の集金人は来ていなかった。」旨証言している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2454 (事案 73 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から平成 10 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から平成 10 年 5 月まで

私は、私の夫に勧められて、市役所で国民年金の任意加入手続を行った。夫が会社を退職するまでは、銀行で納付書により国民年金保険料を納付していた。昭和 50 年 8 月に国民年金に任意加入以降、任意加入を止めた記憶はなく、保険料を納付する必要のない 61 年 4 月以降の期間も、市役所から引き続き納付書が送付されてきたので、平成 10 年 5 月まで保険料を納付していた。当初の判断後、申立期間の一部に係る資料が見つかった上、申立期間の保険料を納付したことを証言してくれる友人がいるので、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料の納付を認めるとともに、保険料を納付する必要のない 61 年 4 月から平成 10 年 5 月までの保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和 59 年 10 月 10 日に、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失したことが確認でき、申立人は、61 年 4 月から平成 10 年 5 月までの国民年金第 3 号被保険者期間中に保険料を納付したきっかけとして、当時、市役所から送付されてきた「国民年金加入のお知らせ」という書類を提出しているが、調査の結果、この書類は 9 年 1 月 1 日から 13 年 3 月 31 日までに送付されたものと推認できるなどの理由により、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 10 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、申立期間の保険料納付を示す新たな資料として、申立人の平成 2 年分の源泉徴収票が提出されたが、その源泉徴

収票では、生命保険料の控除額の欄には、金額が印字されているものの、社会保険料等の金額の欄は空欄で、摘要欄に申立人自身が記入したとする国民年金保険料の金額が、メモ書きとして記載されているのみである。

また、このほかに、平成3年当時、申立人からその夫に対して宛てた国民年金保険料等の送金を依頼する旨のメモ書きが提出され、さらに、申立人の友人からも証言が得られたが、いずれからも、申立人が申立期間の保険料を納付したことを推認できるまでの心証を得ることができず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年10月まで

私は、勤務先の会社を退職後、親から「年金は続けるようにしなさい。」と言われ、昭和46年1月ごろに市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行ったと思う。その後は、私又は母親が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身又は申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料を納付した時期、納付場所及び保険料額についての記憶が曖昧である上、その母親も既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、国民年金手帳を所持したことがないと述べている上、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から5年10月まで

私は、20歳になった時に、母親から「国民年金は大切なので、将来のために加入しなければならない。」と教えられた。私の国民年金の加入手続は母親が行い、国民年金保険料については、母親が家族全員分を一緒に納付していたはずである。国民年金の加入状況や申立期間当時の国民年金保険料額等については定かではないが、一緒に納付していた家族の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親も保険料の納付場所、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から45年1月まで

私又は勤務先の病院の院長は、昭和37年11月又は12月ごろ、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと思う。結婚前は、病院に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、結婚後は自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の病院の院長が、申立人の国民年金の加入手続を行ったのか、自分自身で加入手続を行ったのか、はっきり分らないと述べているなど、申立人の国民年金の加入手続についての記憶は曖昧である上、その院長も既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況は不明確である。

また、申立人は、昭和37年ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は45年2月に払い出されているとともに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

私は、勤務先の会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。しかし、その後、保険料が還付され、申立期間の保険料が未納とされていることを知った。私は、申立期間について、保険料が還付された記憶はなく、国民年金保険料の納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、申立期間について、申立人はいったん国民年金保険料を納付したものの、その後、保険料を納付した時点で、時効により保険料を納付することができない期間であるため、保険料が還付されていることが確認できる上、還付整理簿においても、昭和53年11月に申立人に対して申立期間の保険料が還付されていることから、保険料の還付の事務処理が適切になされていたものと認められ、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に市役所の男性が自宅に来て、国民年金に加入するように勧められたことを機に国民年金に加入したが、国民年金手帳をしばらくはもらえなかった。昭和 41 年 8 月に発行された手帳を所持していることから、この時に初めて手帳を受け取ったはずである。加入手続後は、3 か月に一度集金人が来るようになり、国民年金手帳も領収書も無かったが集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、加入直後から集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳は昭和 41 年 8 月に発行されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月8日から40年2月16日まで

私は、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

しかし、A社を退職したのは、夫の転勤が決まったためで、退職して4日後にはB市に向かう電車の中にいた。脱退手当金を受給したとされる時にはB市におり、お金を受け取った記憶もないし、書類にサインをした記憶もない。納得がいかないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の管轄社会保険事務所には、申立期間の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保管されており、その脱退手当金裁定請求書には申立人が転居したというB市の住所とC銀行D支店が払渡希望銀行として記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年5月28日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 31 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 7 月 31 日まで
④ 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 7 月 31 日まで
⑤ 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 9 月 30 日まで
⑥ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 5 月 31 日まで
⑦ 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、A社に昭和 38 年 3 月に入社し、平成元年 2 月に退職するまでの間において、同社B工場から同社本社、そしてまた同社B工場へと転勤しているが、その期間内である 43 年 9 月から 63 年 9 月までのうち、申立期間について給与明細書等から算定できる標準報酬額が社会保険庁の記録より低くなっているため、標準報酬月額の決定に疑義がある。調査の上記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人の提出した申立期間の一部に係る給与明細書を確認したところ、その支給額及び保険料控除から求められる標準報酬月額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致している。

また、A社が保管する昭和 63 年 6 月 21 日付けの「年金基金加入員資格取得届」に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月30日から同年9月1日まで
社会保険庁の記録では、A社で昭和47年1月30日に資格喪失しているが、私は、同年8月末まで勤務していた。

当時は、会社の女子寮に住み、客室係として勤務していた。退職に当たり、女子寮を出なければならぬため、アパートを借りたのだが、暑い季節であったため、扇風機を買ったことを覚えている。厚生年金保険には加入してははずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「私が退職したときにも在職していた」として氏名を挙げた2名の同僚はいずれも申立期間中に被保険者資格を喪失している上、そのうちの1名の被保険者資格喪失日は、申立人の社会保険庁における被保険者資格喪失日の約1か月後である昭和47年2月25日となっている。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録における離職日は、昭和47年1月29日となっており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の資格喪失日と一致している。

さらに、上記の同僚は連絡先が不明であり、複数の従業員に照会したものの、申立人がA社を退職した時期についての証言は不明確であり、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認することができなかった。

加えて、A社は、当時の人事及び給与関係の書類を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月16日から20年8月17日まで
昭和61年8月に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みである旨の回答をもらった。
申立期間について、脱退手当金の支給を受けた覚えが無いので、被保険者期間として年金に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年2月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和21年1月ごろに元同僚である知人から、A社で働いていた従業員にあてた給与や年金手帳の手續に関する公告が掲載されている新聞を見せられ、同年4月ごろに退職手續を行うとともに給料の残金、年金手帳及び年金証書を受領したと述べているが、申立人が主張する新聞公告の内容は、20年10月20日付けのB新聞社の公告又はその公告と同一内容である同年10月24日付けのC新聞社の公告であったと推認でき、各新聞に掲載された内容は、退職者に係る諸給与金の受領について同年10月30日までに手続きするよう公告したものであり、出頭しない者又は現住所の通知をしなかった者については、事業主は「整理上一応ソノ意志ナシモノト認メ」退職に伴う諸手續に係る事務処理をする旨の記載であったことを踏まえると、申立人についても、その事務処理の一環で脱退手当金の支給がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人からその他の事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から32年1月5日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

A社には、昭和31年10月1日に正社員として入社し、厚生年金保険にも加入しているはずなので、被保険者としての加入記録が32年1月5日からとなっているのは納得いかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、連絡先の判明した元従業員18名に照会をしたところ、申立人のことを記憶していた3名の元従業員は、いずれも申立人のおける勤務実態については不明であるとしていることなどから、勤務実態を確認することができない。

また、上記の同僚のうち1名は「私は入社後3か月して厚生年金保険に加入している。3か月間は試用期間なので厚生年金保険には加入させないとの説明が会社からあった」旨の証言をしている。

さらに、A社は既に無く、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料等はない。

加えて、社会保険事務所に保管されている当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和32年1月5日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間が欠落しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康管理手帳（県労働局長交付）から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「健康管理手帳に記載されている期間は、A社において石綿加工業務に従事した事を証明したものであって、当該期間について、厚生年金保険が適用されていたか否かについての関連性は無い」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に近接して資格取得し、連絡が取れた複数の元従業員は、「一定の試用期間を経た後に、厚生年金保険に加入した」旨を証言している。

さらに、申立人は、「弟の紹介でA社に入社し、申立期間は、共に石綿加工業務を行っていた」と述べているが、社会保険庁の記録によると申立人の弟についても、申立期間の被保険者記録が無い。

加えて、A社は、当時の人事及び給与関係書類を保持しておらず、申立人も給与明細書等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月ごろから63年3月ごろまで
社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者になっていない。
私は、昭和56年にA社を設立して、厚生年金保険料を支払っていたし、61年又は62年ごろに保険料を滞納しており、社会保険庁の職員が保険料の督促に度々来て、保険料を一所懸命に支払ったことを覚えている。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったとことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人が当時、A社の取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険庁の被保険者記録から、申立人は、申立期間中の昭和58年4月21日に国民年金に加入しており、一部の期間について、国民年金の保険料を納付している上、昭和58年8月23日には、付加年金にも任意加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、社会保険事務所が作成した平成5年度から8年度の滞納処分票を提出しているが、当該処分票には、A社が適用事業所となった後の当該年度の保険料の滞納及び納付状況が記載されており、申立期間の保険料納付の状況について記載されているものではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月ごろから 63 年 3 月ごろまで
社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。私は、昭和 57 年 6 月に A 社の事業主の長男と結婚し、離婚した平成 6 年 3 月まで厚生年金保険料を支払っていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったとことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、A 社が昭和 56 年 5 月 1 日に設立されていること、及び事業主の証言により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、事業主は、申立期間中の昭和 58 年 4 月 21 日に国民年金に加入しており、一部の期間について、国民年金の保険料を納付していることが確認できる上、一緒に勤務していたとしている事業主の長男(申立人の元夫)及び次男は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者になっていない。

さらに、B 市では、申立人は、平成元年 7 月 31 日まで国民健康保険の被保険者であったと回答している。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。

私は昭和 42 年 4 月 1 日から A 社に勤務し、営業部門が分離して設立された B 社へ移籍した。A 社の入社から B 社を退職する 47 年 2 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じく A 社から B 社へ一緒に移籍した当時の上司及び同僚の証言により、申立人が申立期間に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

また、申立人と同様に A 社から B 社に転籍した上記の上司及び同僚はそれぞれ昭和 46 年 6 月 1 日及び同年 5 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、両者とも 46 年 9 月 1 日に B 社において資格を再取得しており、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある。

さらに、A 社及び B 社に照会したところ、「申立期間における給与の支給をしていたのは B 社である。給与計算も同社で行っていた」と回答している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録を見ると、A 社における資格喪失日及び B 社における資格取得日は、社会保険庁の記録における厚生年金保険の被保険者の資格喪失日及び資格再取得日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 26 日まで

私は、A社の代表取締役であった期間のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額が 50 万円前後だったにもかかわらず 9 万 8,000 円に引き下げられている。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 7 年 1 月 26 日)の後の平成 7 年 2 月 8 日付けで、5 年 10 月からさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、「給与関係は全て自分が行っていた。申立期間当時保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議した」と述べていることから、申立人は、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として申立期間の標準報酬月額の減額について同意したものと考えてのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 16 日から 11 年 4 月 21 日まで
平成 10 年 3 月 16 日から 11 年 4 月 21 日までの標準報酬月額について、事業所解散後の同年 4 月 22 日に 9 万 2,000 円に下げられていることが分かった。当時、およそ月 60 万円の報酬を得ており、会社では代表取締役を務めていたが、標準報酬月額が下げられていた事実は知らず、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社が適用事業所でなくなった日（平成 11 年 4 月 21 日）の後の平成 11 年 4 月 22 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人がA社の代表権限のある取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社を社会保険から脱退させる手続きを行った」と述べているところ、当該手続きは標準報酬月額の訂正処理と同日に行われていることが社会保険庁の記録から確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正処理に関与していた者と認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表権限のある取締役である申立人が自らの標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 5 月 1 日に B 社に就職した。B 社は C 社と名義変更し、その後 A 社と名義変更した。社会保険庁の記録では、昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 1 月 31 日までの記録が無い。申立期間は確かに A 社の前身の B 社及び C 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務についての記憶及び同僚の証言から B 社、C 社及び A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、B 社及び C 社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができず、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 2 月 1 日である上、同僚の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じく当該事業所が適用事業所となった 33 年 2 月 1 日である。

また、同僚に聴取したところ、「入社した当時（昭和 32 年 4 月）は、厚生年金保険に加入していなかったが、このことについては当時から認識していた」旨の証言が得られた。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の事業主から申立人の保険料の控除に関する証言も得ることができなかった。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和 34 年 7 月から A 社に勤務し、同年 8 月末まで確かに勤務していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 34 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していたと主張しているものの、複数の同僚に聴取しても、申立人が同日まで勤務していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 19 日まで

私はA社の代表取締役として、事業を閉鎖するまで毎年 1,300 万円を超える年収があり、相応の保険料を納めていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 11 万円に遡及減額^{そきゅう}されている。

法的根拠も、保険料の明細も示されないまま、無断で訂正が行われたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 10 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 9 年 10 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 19 日の後の同年 12 月 26 日に 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は申立期間当時、「保険料を滞納したことで社会保険事務所に出自いた」と述べていることから、申立人が厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、社会保険事務所職員との協議の中で、当該標準報酬月額の減額について同意したものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 1 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 30 日まで

社会保険庁の記録では申立期間①及び②の標準報酬月額が平成 6 年 1 月から 8 万円、同年 11 月から 9 万 2,000 円となっている。代表取締役として従業員の雇用や職場を守る意味で、自己の将来の年金受取額が減少することを覚悟の上で、経営責任を取るために自己犠牲として私だけが標準報酬月額の減額を受諾した。保険料の未納は、本来、法人の問題として処理されるべきだと思うが、社会保険事務所は、私個人の将来の年金を減額する方法で処理をした。その行為に不信と疑問を感じざるを得ないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 8 月 30 日）の後の平成 8 年 9 月 2 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額されていることが確認できる。

一方、申立人は、「代表取締役として従業員の雇用や職場を守る意味で、自己の将来の年金の受取額が減少することを覚悟の上で、経営責任を取るために給与の減額を受諾した」と述べており、事業主として申立期間①に係る標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②の標準報酬月額は、遡及して減額訂正された形跡が無く、申立人は、「申立期間②の標準報酬月額

は、厚生年金保険の保険料の滞納があり、そのことについて社会保険事務所の職員と相談した結果、設定したものである」と述べていることから、申立期間②については、申立人は、自ら社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を届け出たものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から3年3月31日まで

今年に入り、社会保険事務所から呼び出しがあり、職員から、「御主人がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられた可能性がある」と説明をされた。

生前、夫が、「自分の年金がおかしい」と言っていたのを思い出しましたので、夫の年金記録について調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成元年11月は47万円、同年12月から3年2月までは53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成3年3月31日)の後の3年5月7日付けで、さかのぼって元年11月から2年9月までは28万円に、同年10月から3年2月までは26万円に減額訂正が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は既に他界し、経理担当者についても所在が不明なため、当時の周辺事情について聴取することはできないものの、当時の複数の従業員から「申立人は会社の代表取締役としてすべての業務を掌握していた」旨の証言があることから、申立人は代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで
② 昭和 26 年 9 月ごろから 27 年 9 月ごろまで

A村診療所には所長として在籍していた昭和 26 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで、B病院（現在は、C病院）にはD大学医学部から出向して内科医員として 26 年 9 月ごろから 27 年 9 月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

給与明細書等はないが、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A村等が合併したE市は、申立期間当時にA村診療所が存在していたかは確認できないとしており、社会保険庁の記録においても、同診療所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、同診療所における同僚等の記憶が無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、昭和 26 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまでに係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、D大学医学部は、申立人は昭和 26 年 10 月から同大医学部に在籍していたと証言しており、B病院における申立人の後任者は、「D大学医学部指示の人事異動により、申立人と私は、勤務先を交換する形で転勤となった」と証言していることから、申立人の同病院における勤務実態は推認できる。

しかし、C病院から提出された人事関係発令簿には、申立人の記録は確

認できず、同病院は、「申立期間に係る人事関係発令簿に申立人の氏名は確認できないが、後任者の氏名は確認できることから、申立人と後任者の勤務形態は違っていたと考えられる」と回答している。

また、C病院は当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人も同病院により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、社会保険事務所が保管するB病院の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も無い。

このほか、C病院が加入する健康保険組合は、書類の保存期間経過のため、申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人の、昭和 26 年 9 月ごろから 27 年 9 月ごろまでにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで
私は、新聞広告の募集でA社に入社し、昭和 45 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで調査員として勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

また、申立人が同僚として挙げた1名は、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、入社日から被保険者資格取得まで約3か月を要している。

さらに、ほかの同僚は、「新しく調査員として入社すると、仕事を覚えるまでは見習い期間であった」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も明確でない上、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿で確認しても、申立人の名前は見当らず、整理番号の欠番も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 2 日から 39 年 3 月 10 日まで
② 昭和 39 年 8 月 5 日から 42 年 2 月 8 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C工場とB社に勤務した期間が脱退手当金として受給した記録になっていた。

B社を退職した時には体調が悪く、出社しないまま退職しているため、脱退手当金の請求手続きができるはずがない。

脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における資格喪失日の前後2年の間に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある申立人を含む16名の女性の記録を調査したところ、15名が資格喪失後6か月以内、さらに15名のうち11名が2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のB社に係る被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年3月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当初の申立てでは、申立期間①のA社C工場の勤務期間については脱退手当金を受給した記憶があると述べていたところ、社会保険庁の脱退手当金の支給記録において、申立期間①のA社C工場の勤務期間

と申立期間②のB社の勤務期間を含めてB社を退職後に脱退手当金が支給されていることが判明した後については、申立期間①のA社C工場の勤務期間を含めて申し立てるに至っており、その理由も含めて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 48 年 9 月 30 日まで
私は、昭和 36 年 2 月から 48 年 9 月までAにあったB社に住み込み等で勤務していた。その間、体調が優れないときには、病院にも通っていた。年金の保険料も毎月の給料から差し引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする主張するB社は、商業登記簿謄本から、Cに所在し申立人の親族が役員となっているD社と考えられるが、社会保険庁のオンライン記録により検索したものの、当該事業所が申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できず、当該事業所の業種である飲食店については、申立期間当時は厚生年金保険の適用業種とはなっていない。

また、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日以降、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていたことが、社会保険事務所が保管する夫の厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録で年金記録が確認できた同僚 1 名は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 28 日から 34 年 3 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 25 日から同年 3 月 16 日まで
④ 昭和 40 年 5 月 14 日から 41 年 3 月 26 日まで
⑤ 昭和 41 年 5 月 16 日から 42 年 1 月 13 日まで
⑥ 昭和 42 年 1 月 5 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社、B社、C社、D社及びE社の5社について、脱退手当金受給の手続をした覚えが無いので、申立期間について調べて厚生年金保険の被保険者期間として記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、脱退手当金が支給されたこととなっている期間のうち、A社に勤務した申立期間①及び②については、当初、同社を退職した際に脱退手当金を受給した覚えがあると主張していたが、同社退職時に脱退手当金の支給記録は無い上、同社退職後すぐにB社に転職し厚生年金保険被保険者となっているが、制度上、厚生年金保険被保険者期間中に脱退手当金の請求はできないなど、申立人の主張どおり脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、さらに、事情聴取中に当該受給したという主張を覆すなど申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後の昭和 43 年 5 月 14 日にA社からE社までの期間を計算の基礎として脱退手当金が支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間を計算の基礎とした支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 26 日まで

59 歳のころ、社会保険事務所を訪問し年金記録を確認した際に、A 社 B 工場に勤務していた時の厚生年金保険が脱退手当金として支給されていることを初めて知った。昭和 47 年 1 月 25 日に退職し、結婚後、社宅にいた同年 3 月 3 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、当時、どこからも連絡は無く、自分の通帳も無かったので脱退手当金を受け取ることはできなかつたはずである。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の被保険者原票で申立人の資格喪失日前後 2 年以内に喪失した 47 名の女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格のある者は申立人を含め 19 名であるが、そのうち 13 名については、資格喪失から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、同僚の 1 名は、「退職時に事業所の女性担当者から在職 10 年未満の者は皆、脱退手当金を請求している旨の説明があった」と証言している上、事業主も退職時に脱退手当金に関する説明を行っていたと回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 3 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 21 日から 34 年 3 月 3 日まで
② 昭和 34 年 3 月 3 日から 46 年 12 月 16 日まで

ねんきん特別便を受け取り、申立期間の厚生年金について、脱退手当金として支給済みであることを知って驚いた。私はA社B工場を退職した際、脱退手当金を受け取った記憶は無く、それどころか脱退手当金の制度すら知らなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名はA社B工場退職後の昭和 47 年 2 月 2 日に氏名変更がなされており、申立期間の脱退手当金が同年 3 月 21 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 27 日から同年 10 月 10 日まで
② 昭和 41 年 3 月 20 日から同年 9 月 10 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 8 月 30 日まで

私は、調理師会の紹介により申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に調理師として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。

昔のことなので書類等は残っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は調理師会の紹介により「A社において勤務していた」と主張しているが、申立人が所持しているパスポートによると、申立人は、D社嘱託としてE国に渡航していることが確認できる。

また、申立人は、「勤務期間は6か月間と決まっていた」と述べている。

さらに、申立人は、「D社については全く記憶に無い」と述べている上、当時の同僚について氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたと主張するB社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間②当時にB社が存在していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚について氏名を記憶しておらず、証言を得ることはできない。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、同社が保管する「昭和 42 年 6 月 1 日現在の職員名簿」には申立人の氏名は無く、同僚の一人は、「調理師会から紹介されてきた申立人は正社員ではなかったのではないか」と証言している。

また、申立人は「期間が決まっており、臨時職員として採用された」と述べている。

このほか、申立期間について厚生年金保険被保険者であった事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月から 27 年 6 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の加入記録が間違っているのではないかと思い以前から調べていた。事業所でも社会保険庁でも「データが無い」と言われてきたが、大変大事なことをそんな理由で片付けられてはとんでもないことである。

昭和 26 年 9 月に A 社（現在は、B 社）に入社した後、2 か月ほどの試用期間はあったかもしれないが、毎月の給料から保険料の控除があったと記憶しており、厚生年金保険の加入記録が 27 年 6 月からとなっているのは絶対におかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社の人事記録には、申立人が昭和 27 年 6 月に正社員になり、同年 6 月に厚生年金保険に加入した旨の記載がある。

また、複数の同僚が「昭和 26 年 9 月の入社当時、申立人は臨時工であり、27 年 6 月に数名が正社員になったが、申立人はそのうちの一人であった。当時、臨時工は厚生年金保険に加入していなかったが、正社員となり厚生年金保険に加入した」と証言している。

さらに、申立人が、A 社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 28 日から 35 年 12 月 30 日まで
60 歳ごろ社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとのことであった。

私は、A社を退職するに当たって、退職金支給規定で3年以上勤務しないと退職金が支給されないことを知らずに、あと数箇月勤務すればもらえた退職金ももらっておらず、ましてや脱退手当金を請求してもらった覚えは全く無いので、申立期間について、被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の資格喪失日と同時期に資格喪失した者が申立人を含めて4人おり、いずれにも脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示があるとともに、脱退手当金の裁定日とみられる同日の日付が記載されている上、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から10年10月1日までの期間、10年10月1日から12年5月14日までの期間及び14年4月1日から17年5月14日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうちの平成12年5月14日から14年4月1日までについて、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から12年5月14日まで
③ 平成12年5月14日から14年4月1日まで
④ 平成14年4月1日から17年5月14日まで

社会保険庁の記録では、平成12年5月14日から14年4月1日までの期間、厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、昭和46年7月に会社を設立して70歳まで働いてきた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。また、平成9年10月から標準報酬月額が下がっているが、訂正金額や具体的な事情等を説明されずに社会保険事務所の職員が作成した書類に代表者印を押印した結果であり、その後も給与は125万円もらっていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたが、平成10年4月3日付けでさかのぼって30万円に訂正処理が行われていることが確認できる。しかし、商業登記簿謄本により、申立人がA社の代表取締役であったことが確認で

きる。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員から訂正金額や具体的な事情等を説明されなかった」と主張しているものの、申立人は、「経営が厳しくなり、社会保険料の納付が滞った。社会保険事務所の職員と相談の上、標準報酬月額減額訂正のための書類に代表者印を押印した」と述べていることから、申立人はA社の代表取締役であり、事業主として、申立期間①に係る標準報酬月額減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②については、申立人は125万円の給与をもらっていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、遡及訂正時に標準報酬月額を30万円に設定しており、その後、平成10年の算定処理において同額を届け出ていることが確認できることから、申立てどおりの厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

申立期間④については、申立人は、当初、125万円の給与をもらっていたと主張していたが、社会保険庁のオンライン記録において、さかのぼって減額訂正された形跡が無い上、申立人は、「平成13年ごろに給与を40万円ぐらいに引き下げた」と述べていることから、給与に見合う厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

これら事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③については、申立人は、その前後を通じてA社に勤務していたので厚生年金保険の記録を認めてほしいと申し立てているが、平成12年当時の厚生年金保険法では、厚生年金保険の被保険者資格は、被保険者が65歳に達した日にその資格を喪失し、その後被保険者とならない旨定められていたところ、申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日は、平成12年*月*日であり、申立人が65歳に達した日であることから、申立人は同法により被保険者資格を喪失したものと考えられる。

なお、申立人は、平成14年4月1日に、A社において、再度被保険者資格を取得しているが、これは、同年4月に厚生年金保険法が改正され、70歳までは被保険者となることとなったことによるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③において、申立人は厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成7年5月1日から同年12月31日までについて、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち平成7年12月31日から10年4月1日までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月1日から同年12月31日まで
② 平成7年12月31日から10年4月1日まで

A社を経営していた期間のうち、平成7年5月から同年12月までの給与は約60万円から120万円だったにもかかわらず、社会保険庁の記録では17万円に訂正されているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、厚生年金保険の被保険者資格が、平成7年12月で喪失したことになる。A社では平成10年3月までは、勤務内容にも変更は無く給与が支払われていたので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、申立期間①については厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の記録により認められる。

また、申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年12月31日）の後の平成8年5月1日付けで、7年5月から同年11月までの期間が17万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間①の標準報酬月額の減額訂正については、

具体的な手続きは取締役であった元妻が行っており、自分は知らされていなかった」と主張しているが、元従業員が「取締役であった元妻から、平成7年12月に国民年金に切り替える説明を受けた。その際に社長の標準報酬月額を下げた、との話を聞いた」と述べていることから、代表取締役である申立人が標準報酬月額の減額訂正に同意していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に係る記録訂正する必要は認められない。

一方、申立期間②については、A社は平成7年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって、その際に複数の元従業員は「平成7年12月以降は国民年金に切り替えるので各自保険を掛けるよう指示された。厚生年金保険料が控除されなくなったので給与の手取額が増えた覚えがある」と述べていることから、代表取締役であった申立人がその事実を知らなかったとは考え難い。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 25 日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受給していることになっているが、私は、昭和 20 年 7 月から同年 9 月 20 日まで軍隊に従事しており、脱退手当金を受け取った覚えはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は、通算年金制度創設前であることから、申立期間に係る事業所を退職後に厚生年金保険への加入が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 15 日から 36 年 2 月 12 日まで

私は、平成 13 年 8 月 1 日に夫と社会保険事務所に行ったところ、脱退手当金を支給済みと言われそのままにしていたが、自分が納得するため 19 年 7 月 1 日に社会保険事務所に行き確認したところ、昭和 36 年 12 月 13 日に脱退手当金を支給済みと言われた。

私は、昭和 36 年 2 月に退社し、同年 4 月に結婚後、新住所を会社には知らせておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（現在は、厚生労働省）から昭和 36 年 10 月 23 日に当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年春ごろから35年秋ごろまで

昭和30年春ごろから35年秋ごろまで、B県内のA社に勤務し、山の樹木を伐採し機械で下に降ろす仕事をしていた。その間の事を社会保険事務所に確認したところ記録も事業所も無いとのことだったのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁には、A社に係る適用事業所としての記録が無く、管轄法務局でも同社及び類似の名称等での商業登記の記録も無い。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、E社公表の社歴によれば申立期間当時、A社と類似する名称のC社は、県外に存在し、B県内にはD社のみが存在していた。現在はC社及びD社が合併しE社となっており、同社の人事担当者によれば、C社及びD社ともに従業員として申立人の氏名は確認できなかったとしている。

加えて、申立期間直後に申立人が勤務したF社に提出した履歴書によれば、昭和24年4月から36年1月まで農業に従事、36年1月から37年8月まで港湾労働者としての記載があり、申立期間にA社に在職していた記載は無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に在籍していた申立期間の標準報酬月額が6万8,000円となっているが、当時はインフレで給与が上がっていた時期であり減給されたこともないので、申立期間前後より低い標準報酬月額となっているのは考えられない。8万6,000円のところを6万8,000円と入力誤りしたと思われるので、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社は、昭和62年4月に別の事業所と合併してB社となっており、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払い及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については現存しないとしており、当時の標準月額を確認することができない。

また、申立人は、「当時はインフレで給与が上がっていた時期であり減給されたこともないので、申立期間前後より低い標準報酬月額となっているのは考えられない」と述べているが、社会保険庁の記録により、A社の申立人の同僚について調査したところ、同じ仕事をしていたとする2名は、いずれも、申立人と同様に昭和48年10月の定時決定により標準報酬月額が下がっていることが確認でき、このほか申立人と同時期に資格取得した被保険者及び申立人よりも約1年前に資格取得した被保険者の中にも45年10月から54年10月の間に標準報酬月額が下がっている者が散見される。

さらに、申立人は、昭和49年10月にA社を辞めた理由として事業所の

事業縮小のためとしており、同僚からも同社について同様の証言が得られている上、申立人のほかにも標準報酬月額が下がっている被保険者がいることから、社会保険事務所が誤って記録したということは考え難い。

加えて、申立人には、申立期間について、申立人が主張する給与月額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 11 年 11 月 5 日まで
平成 11 年の時点で業績の不振から厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所の職員から「保険料の滞納が長引くと差押えになる。差押えを回避するためには標準報酬月額の減額で処理するから届け出るように」と言われたので手続をした。標準報酬月額を減額すると年金が少なくなるという話は無かった。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 11 年 11 月 5 日）の後の平成 12 年 2 月 10 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時にA社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「経理担当だった。業績不振から社会保険料の滞納が 426 万円ほどあり、社会保険事務所の職員から保険料の滞納が長引くと差押えになる。差押えを回避するため標準報酬月額の減額で処理することを提案され、手続をした」と述べている。

さらに、A社の代表取締役は、「社会保険料の滞納があり、申立人から標準報酬月額を減額して処理してきたとの事後報告があった」と証言していることから、申立人は当該訂正処理に同意したものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、経理担当の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 12 月 14 日まで

A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 5 年 11 月から 7 年 12 月までは月約 100 万円の役員報酬を得ていた。しかし、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が退職した後に、5 年 11 月から 7 年 9 月までは 8 万円に、同年 10 月から同年 12 月までは 9 万 2,000 円に引き下げられている。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 11 月から 7 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 12 月 15 日）後の 7 年 12 月 18 日にさかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時に、A社の代表取締役であったことが、登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「平成 6 年に資金繰りが苦しくなり、保険料の滞納が発生した。そのことについて社会保険事務所の職員と相談した」旨を述べていることから、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額について同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月21日から62年3月31日まで
社会保険庁の記録は、昭和57年4月1日に資格取得、58年12月21日に資格喪失しているが、その後、取引会社の巡回、打ち合わせ、受注品の納入の仕事を継続して勤務していた。

ところが、ねんきん特別便で、船員保険老齢年金の支給開始と同時期に厚生年金保険が資格喪失しているのは納得できないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、雇用保険の被保険者記録、事業所照会回答並びに健康保険組合の資格取得日及び資格喪失日は、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は昭和59年1月から老齢年金の受給者であったが、仮に、厚生年金保険の被保険者であったとするならば、申立人は当時、65歳未満の被保険者であったことから、その年金額が一部又は全額につき、支給停止となるところ、申立期間の年金額は満額にて支給されていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人から名前が挙げられた同僚8名のうち、住所確認ができる4名及び厚生年金保険被保険者名簿から住所確認ができる7名のうち2名は申立人の雇用形態について不明と回答している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 3 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者加入期間の照会をした結果、平成 14 年 1 月 3 日から同年 4 月 1 日までの加入期間が漏れているので、この期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは被保険者資格記録照会回答票から認められる。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険法では、厚生年金保険の被保険者資格は、被保険者が 65 歳に達した日にその資格を喪失し、その後被保険者とならない旨定められていたところ、申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日は、平成 14 年*月*日であり、申立人が 65 才に達した日であることから、申立人は同法により被保険者資格を喪失したものと考えられる。

なお、申立人は、平成 14 年 4 月 1 日に、A 社において、再度被保険者資格を取得しているが、これは、同年 4 月に厚生年金保険法が改正され、70 歳までは被保険者となることとなったことによるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間は、被保険者とならない期間であることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。